

都市研究センター設立経過に関する資料

この資料集は、すぐ前に川名所長が執筆した「都市研究センター設立の経過」の基礎となったものである。中には重複の部分もあり、一般読者には関心の持てないものもあるかもしれない。しかし、これは、このささやかな研究所でさえ、設立までにどれだけの準備が必要だったかに関するなまの資料である。これは、今後のセンターの発展のために避けようのない歴史であるとともに、わが国の学問研究史の一例を示すものでもある。そう考えて、記録することにしたものである。

1. 43年度：都市研究委員会の構成と任務について（団覚書）

東京都立大学総長 団 勝 磨（43.7.）

先日、都市研究の委員会側から業務執行上の困難性を訴えられ、改組の提案さえあったことは前回評議会に報告した。そのときの協議の結果に基づき、部長会は都市研究の委員会と二回に亘って懇談した。結論として当委員会が当面する問題は以下の5点に要約される。

- 1 当初の方針では、都市研究は特定研究（複数）の一つとして取り扱われることになっていたが、都市研究が一つの独立した予算科目となった今日、都市研究を特定研究の一種として考えるべきか、別のものとして扱うべきかの基本線が明らかでない。
 - 2 本年度は予算が先につき、テーマの募集が後にまわったため、実行予算配分は総花的にならざるを得なかった。この事態は都市研究費が一般研究費の代替のような印象を与え、研究の総合性が侵害されて将来が憂慮される。
 - 3 本年の分散的研究を年度末までに一応纏めることは難事業と思われるが、44年度予算編成期までに来年に対する総合性の豊かな研究方針をも考えることは、大きい負担でありその作成の権限も明らかでない。
 - 4 他方、学内には都市研究センターなる構想も噂になっているので、その可能性をふまえて準備をするとなれば、本来の講座の任務遂行さえ困難になる。
 - 5 本年度の予算執行の裏付けとなるべき事務組織が整備されていないことが、研究者側と事務局側の双方に不要の混乱を生じている。
- 以上の困難を克服するために、以下の方策が必要であることに大方の意見がまとまった。

- (1) 特定研究は、発想当時は複数的であり、予算費目としては在来の研究費を二分して①講座研究費、②特定研究費とすることが意図されていた。しかるに本年はからず都市研究に1,000万円の予算が別科目として付いたため、その執行に忙殺される実状と

なった。

従って前回評議会でも審議されたとおり、特定研究の範囲を拡げる前にその受け入れ体制を検討することが先決であって、来年度の予算請求は1年だけ見送る方が賢明と考えられる。この具体策としては、本年秋から教職員懇談会をもち、前回の懇談会で披露された理学部案を出発点として議論を進め、44年度前半までに策を立てて45年度には予算に盛り込む方針をとりたい。

都市研究委員会としては、他の特定研究とは離れて、その業務に専念する。

- (2) 特定研究の本旨は、講座制度にはとらわれることなく、総合的・実効的研究を遂行することにあるのは論をまたない。このためには委員会の性格を今より明確にする必要がある。（最終項参照）
- (3) 各年度の研究連絡・結果の集約のためには、都市研究委員会の下部に都市研究者連絡会をおき、各年度ごとに参加研究者の中からそれぞれのテーマに対する責任者を互選する。
責任者は都市研究者連絡会を研究上の連絡・討議・総合のために運営する。
- (4) 都市研究センターの構想は、目下施行の段階にある「三カ年計画」の完了後の課題とする。
- (5) 事務体制の整備は44年度以降にならざるを得ないが、差し当り、資料保管に関して、総長公舎内の一室を利用する。

委員会の性格と構成

名 称	都市研究委員会
任 務	都市研究の基本計画、その予算の編成、実行予算の配分、研究成果の報告
構 成	さしあたって、昭和45年度まで継続し、各学部1名の委員をもって構成する。

2. 44年度：都市研究センター（仮称）について

都市研究委員会

都市研究委員会は、その任務、すなわち、都市研究の基本計画、その予算の編成、実行予算の配分、研究成果の報告をさしあたって、昭和45年度まで継続するよう規定されている。また、都市研究センターの構想は、現在実施中の「3年計画」の完了後の課題とするとも指示されている。したがって、都市研究センター（仮称）について本格的検討は、なお後日におこなわれるべきであり、当面、昭和45年度において、3カ年計画を有効に完了しうよう全力をあげるべきである。

都市研究委員会は、その前身たる都市研究世話会による、昭和43年度研究実行計画ならびに、実行予算策定過程における数多くの批判、体験にかんがみ、昭和44年度計画を予算要求の段階において、実行計画として計画、予算編成をおこなって、都市研究のより効果的な推進をはかってきた。さらに、昭和45年度をもって完了する、3カ年計画をより実効あるものとするため、昭和45年度計画を、5月7日の第14回都市研究委員会いらい、都市研究のあり方、昭和44年度研究のより総合的共通的研究体制、昭和45年度研究計画細目、研究推進のための研究者組織、事務組織、研究報告の体制といった一連の研究促進のための基本問題について、7回の委員会のべ10回をこえる研究者連絡会を開催し、提出の研究計画ならびに予算案を編成した。

この間に、委員ならびに研究者から提起された諸点を列挙すると下記のとおりである。

1. 学問領域としての都市研究の体系論
2. 学内における都市研究と特定の認識
3. 都市研究の昭和46年度以降における継続とその方法
4. 中期計画（長期計画）と主要事業に係る都市研究の方向
5. 委員の任務と期間、それに伴う将来計画の関係
6. センター構想の時期と性格
7. 都市研究と行政との関係、都立大学の性格と都市研究
8. 予算と研究の関係
9. アーバンプランナーの養成
10. 都市研究センターの設置目的
11. 都市研究図書の利用規程
12. 都市研究事務体制

以上の諸点は、大学における研究と教育、大学研究機関のあり方といった大学の将来計画との関連において、充分審議されるべきであるとともに、現在実施中の都市

研究を正当かつ適正に運用するためにも、さきに記した委員会の任務、性格の規定のワクを多少ふみこえても、現委員会においても検討を加えるべき問題と考えられる。

一方、全国的な大学紛争の中で、大学における研究と教育について、根本的に再検討し、大学の改革を推進すべき社会的要請が急激にたかまってきた。したがって、都市研究の関係者は現在の教育、研究についての任務の遂行、あわせて都市研究の実施、さらに大学の将来計画について同時に考えざるを得ない事態にたちいたった。

この事態は、都市研究委員会においても、近い将来、都市研究センターを設置すべきだという考え方のなかで、現体制の都市研究から将来の都市研究センターへの移行形式について考えるべきだという明白かつ強力な影響を与えることとなった。また、研究の進展にともなって、研究者相互の研究連絡の緊密化、研究討議のためのスペースの確保、研究資料の一元集積、研究事務体制の強化、一元化、予算の弾力性などについて、具体的に改善を求める研究者の声として表明されるようになってきた。

こうした情勢を背景として、委員会において検討した暫定的センター案は下記のとおりである。

1. 都市研究組織として承認し、大学規程に含める。
2. 都市関係講座の教員を出向教員として、年限を明示して出向させ、研究組織の基幹人員とする。これに事務職員を数名増員して事務組織の基幹とする。
3. 2の基幹組織が事務費、研究費、出版費を運用するとともに、制度改革を含めて、研究センター構想を検討する。
4. 検討事項として、大学との関係、人事交流の方式、研究組織、管理組織、サービス部門（図書、資料、出版、研修、コンサルティング）が予定される。
5. 検討結果にもとづきセンターを設置、設立時期は限定する。
6. 出向教員、職員の人事的清算
7. 設置場所の検討、規模、性格、施設などの検討
8. 研究部門の構成においては、出向教員（学部・大学院兼担）、兼担教員（学部勤務）、兼任者（経費負担）、流動研究員（研究費持込み・経費負担）あるいは、これらの組み合わせについて検討する。また、プランニングをいれた都市学部、大学院都市研究科といった考え方の検討を含む。

以上の諸検討を考慮して、昭和45年度には、3カ年計

画のとりまとめ、都市研究センターへの移行準備のため、1.2.を発足させ、3.4.の任務を遂行することがぞましい。別言すれば事務機構をもつ都市研究委員会を発足させることである。その上で大学制度改革の一環とし

て昭和46年度に、総合都市研究センターを都心あるいは、大学に近い位置に設置できるようにしたい。このため、学内にセンター設立準備会を発足させることが必要である。

3. 45年度：昭和46年度都市研究計画の考え方と経過の概要

都市研究組織委員会

まえがき

昭和43年度からの3カ年計画による「都市の環境整備」に関する都市研究に続いて、昭和46、47兩年度を予定して「都市の構造と機能」に関する都市研究計画をまとめ、予算額1,000万円を要求することになった。3カ年計画による都市研究の反省、都市研究組織に関する（総長の）提言、それをうけた都市研究委員会（昭和43年からの3カ年計画による研究のとりまとめをもって任務終了）における第2期及び以降の都市研究計画の考え方の整理、本年6月下旬発足した都市研究組織委員会における具体的な研究計画立案の考え方や予算案算定までの概要を報告し、今後の都市研究の発展のために、理解と協力をお願いしたい。

1. 総長提言の骨子

- a. 都市研究は将来の都市研究センターの土台と考えたい。
- b. 実行予算の配分が総花的となったが、これは都市研究に対する初めの期待にも、また将来の見直しに対しても大きなマイナスであり、本来の学部講座の壁をこえた集約的テーマによる都市研究の姿に反する。
- c. 将来、研究センターを発足させる場合には、初めはなるべく集約された形で発足し、経験の蓄積とともに逐次拡張するのがよい。
- d. 研究テーマの集約化とセンターへの移行過程に対処するため、下記①～⑦を提案する。

- ① 都市研究委員会は、45年度末3カ年計画による研究の業績刊行をもって任務を終了し、46年度を担当する次の委員会は即刻活動を開始する。
- ② 45年度内における新委員会（のちに都市研究組織委員会と呼ぶことにした）は、本学の都市研究の基本的路線をたて、46年度に対してテーマを集約し、その方針に基づいて、46年度予算見積りを作成する。
- ③ 新委員の選定は、現在の都市研究委員会において、都市研究に一義的にかかわりをもつと考える分野を選定したうえ、それぞれの分野の代表者を決定する。45年度に限り総長が参加する。新委員は専門分野の代表であって学部の代表ではない。

- ④ テーマの集約に関しては産業公害と交通対策は除く。また、これ以外の周辺のテーマ（周辺地域において取り上げているテーマという意味か？）については、本学の都市研究の基本路線をたてたうえで、それを中心にして各テーマを配列することが望ましい。

- ⑤ 46年度以降1～2年間は総長を除いた委員が都市研究を統括する。

- ⑥ 46年度には専門代表は10前後の具体的なテーマを採択し、各テーマに1人づつの責任研究者を委嘱する。責任研究者は班の研究結果をまとめて報告する義務をもつ。業績内容の集約につとめて、研究参加の道はなるべく開放する。

- ⑦ 事務組織の強化、研究者の会合の時間の調整、学内研究者の協力体制なども検討すべきである。

2. 都市研究委員会の処置

上記骨子の都市研究組織に関する提言をうけて、都市研究委員会は次の処置をし、その結果を総長に報告した。

- ① 総長提言の検討結果……都市研究に一義的にかかわりのある分野については、各学部の研究者と相談したうえ、原案を持ち寄ることにした。その結果、都市社会学、都市経済、都市行政、都市環境、都市施設の5分野をまず選定することにした。各分野は他分野にかかわりをもつとともに、当面の研究推進の中心たりうる分野であり、異った専門の研究者が共同しうる可能性をもつものである。

各分野の代表者についても、各学部の研究者と協議のうえ、各学部教授会の承認をえた、大塩、柴田、千葉、半谷、川名の5教授が上記の分野のそれぞれを代表する委員として決定された。

総長提言の細部については、新委員会が審議決定すべきものであるが、都市研究委員会においては、委員会としての考えも整理する意味において、「東京都立大学都市研究組織委員会規程（案）」を作成し、上記5分野とその代表者を総長に文案および口頭で報告した。この席で現在の都市研究委員会委員長が、46年度計画策定に参加することを要請され、委員として加わ

ることが決った。この点については東京都立大学広報No.12に示すとおりである。

3. 都市研究組織委員会における討議

総長提言、都市研究委員会の処置をうけて設置された都市研究組織委員会は、6月29日、7月6日、7月8日、7月10日、7月15日、8月4日、8月20日、9月2日の8回開催された。この間事務組織、事務関係の打合せが数回行なわれ、9月2日に提出予算の最終案、計画案の最終案が審議決定された。この間、都市研究の基本路線、テーマの集約、都市研究センター構想樹立のための諸資料などについて討議した。以下計画策定など経過概要を述べる。

都市研究関係の事務に関する諸問題についても、事務局長も含めて委員会で討議の予定であったが、中途事務局長の交替などがあって実現できなかった。

- ① 総長提言の確認……第1回の都市研究組織委員会において総長提言の精神を支持することを確認した。
- ② 過去の研究についての反省……6月19日の都市研究者連絡会において、これまで都市研究に関係していた研究者20余名の参加のもとに、46年度研究計画のあり方を討議した際、
 - a. 都市そのものの研究
 - b. 都市研究方法論の確立
 - c. 5分野、10テーマという提言の数字そのものには疑問があり、テーマ数をさらに絞った方がよいのではないか、といった諸点について発言があった。また、組織委員会においては
 - d. 大学における研究は今後、それぞれの専門領域をこえた総合化が必要になり、研究を総合的、共同的に進めることが必要であろう。
 - e. 総合の過程として、複数の分野を複合させ、システム化を考へてみることも必要であろう。
 - f. 都市に関する諸概念をこの時期に根本から整理し、今後の研究展開の基礎を確保してはどうか、といった考えも出された。

上記a～fは、都市研究の基本路線に集約され、46年度計画立案にあたって依拠すべき諸点といえる。

- ③ 研究テーマの集約についての基本的考え方
上記のa～fを集約すると次の①～④のとおりである。
 - ① 都市そのものの研究を行なう。このため、既存の都市に関する諸概念が整理され、研究者に共通に理解されるようにすることが必要である。
 - ② 都市研究の方法論を確立を図る。
 - ③ 都市を総合的複合的に把握する。このため、異なった分野の共同研究が必要である。
 - ④ 想定される、あるいは希望が述べられるテーマに

ついて、都市研究の枠組に照し、有効な成果が期待できる体制で研究を進める。テーマ数を増やすより、絞って研究計画をたて、①～④の実現を図るべきであろう。

また、想定される、あるいは希望が述べられるテーマのタイプについては、次の3種がある。

- 1) 研究成果が上記③①～④に照して期待できるテーマ(A型)
- 2) 都市研究としての資料が期待できるテーマ(B型)
- 3) 都市研究としての問題発掘に期待するテーマ(C型)

都市研究組織委員会としては、46年度計画はA型を主にB型、C型を従として計画する。かつ、B型、C型特にC型の研究については、都市研究組織委員会が研究者の参加をもとめて組織的に運用推進する。かつ、45年度までの研究成果とりまとめのため、可能な限り45年度の残期間にC型を中心に研究方法論についての研究会を実施し、都市研究の集約化を図る。

④ 46年度計画の策定

都市研究組織委員会に文書をもって参加を申入れたテーマは、表1のとおりである。表にはこれらのテーマについて、③に述べられた基本的考え方にしたがって分類した結果も示してある。

都市研究の枠組みに関して次の提案があった。

- ① 都市研究方法論
- ② 都市計画史の研究
- ③ 都市フィジカル
- ④ 都市ソーシャル

この提案に対して、⑤都市エコロジカルを加えてはどうかという発言もあった。

この枠組みは上記③①～④を具体的に提示したものと考えることができるが、46年度計画に関してはすでに決定しているように、代表研究者(大塩、柴田、千葉、半谷、川名)が研究計画の責任をもつべきであるから、各代表研究者が計画案を具体的に提示することが前提となる。そこで各委員が相互に、あるいは関係研究者と相談して研究組織案を提示してもらった。その結果、表1の6(川名・大塩の共同)、7(柴田・半谷の共同)、14(千葉)が提示された。委員会において討論の結果、6、7、14をそれぞれAとして採択し、より細部の計画を進めるように決定した。また、1.都市発達史・都市計画史の研究は、5分野には含まれないが都市研究としての重要性から組織化を要請することにした。2、3、4、5の希望テーマについては研究計画内容を検討した結果、2、3については6.都市社会の構造的変化に関する研究において共同することを、また、4、5については46年度計画に

は独立のテーマとしては認めないこと、かつ、45年度の研究とりまとめのために方法論的研究について再検討を加えることを決めた。9, 11, 13は、46年度計画にはとり入れないことも決定した。

以上によって、46年度に関しては都市そのものを「都市に関する概念の総合」(千葉)；「都市社会の構造的変化」(川名・大塩)；「経済物質の循環構造」(柴田・半谷)；「都市発達史・都市計画史研究」(石塚)によって研究することを決定したが、「都市の地域的構造と機能の研究」(中野)を加えることによって、都市を空間的・時間的にとらえたとともに、都市そのものについて「都市社会の構造的変化」と「経済物質の循環構造」という2つの大きなテーマで詳しく研究をすすめ、かつ今後の都市研究方法論の展開をめざして「都市に関する概念の総合」を加えて、46年度研究計画を構成した。

また、全体を「都市の構造と機能」に関する研究とし、今回は採択されなかった数多くの研究について、今後の研究展開の基礎固めをするため、都市研究組織委員会が直接運用する「都市の構造と機能ならびにその変化に関する理論的研究」を設定し、学内の研究ポテンシャルの顕在化をはかることにした。

結果は表2に示すとおりである。

4. 都市研究組織の強化

都市研究計画に関する討議の経過において次の諸点についての発言あるいは希望があった。

これらについては、逐次討議を重ね、45年度末までに都市研究組織委員会としての見解をまとめたい。

- ① 都市研究組織と大学改革との関連
- ② 都市研究センター構想の樹立
- ③ 都市研究センターの任務、組織、構成員などの検討
- ④ 都市研究事務組織の強化
- ⑤ 学外研究者の研究参加の具体策

5. あとがき

昭和46年度都市研究計画の考え方と経過の概要をのべ

た。討議の過程において、委員各位の意見を十分に反映していない点、研究参加希望者の意を十分満たしえなかった点はあるが、今後逐次改善し、本学における都市研究の一段の発展のために、積極的かつ建設的意見の開陳を期待したい。

表1 都市研究に参加希望のテーマと分類

	研究テーマ	研究テーマのタイプ	処置
1	都市史・都市計画史研究	A	○
2	都市における環境の変化に対する心理・社会的適応の問題	B	→6
3	都市におけるコミュニティ意識の変容と再編	B	→6
4	住居様式と居住者の心理との関係	C	×
5	東京都市街地区および周辺地区の環境と言語分布との対応に関する研究	C	×
6	都市社会の構造的変化に関する研究	A	○
7	都市の経済物質の循環構造	A	○
8	都市間および都市内部の地域的構造と機能に関する研究	A	○
9	都市における人間-環境システムの体系化	C	×
10	住宅地の土地条件と地価と土地利用	B	→6
11	中小企業の調査	B	×
12	農業集落の変質	B	→6
13	地価形成のメカニズム	C	×
14	都市に関する概念の総合	A	○
15	都市の構造・機能とその変化に関する理論的研究	C	○

※ ○ 46年度計画として採択

→6 番号のテーマに集約

× 46年度計画としては不採択

4. 45年度：「都市研究組織に関する提言」

都市研究組織委員会

数次に亘る都市研究委員会との意見交換および都市研究の現状の分析に基づいて、本学の都市研究の今後の進め方を考える時、次の2点の検討が必要ではあるまいか。

基本構想：当初の方針では、都市研究は複数の特定研究の中の一つとして考えられたが、一昨年来都市研究が独立の予算費目となった現在では、これを特定研究の一つとして取扱うよりは、むしろ前向きに都市研究センタ

ー(仮称)の土台として考える方が自然の趨勢と思われる。

過去2年間の経過とその矛盾：一昨年予算のついた段階では、事が予想より早く進展したため、テーマの整理・検討の時間的余裕がなく、実行予算の配分は総花的となった。都市研究委員会がかかる事態の收拾を主な任務として45年度までの期限つきで発足せざるをえなかつ

た。しかし、このような実情は都市研究に関する初めの期待にも、また将来の見通しに対しても大きい矛盾をはらんでおり、それが日と共に顕著になってきたと言わざるをえない。すなわち、

(1) 都市研究費を総論的に配分することは一般研究費の水増し性格に墮して、本来の学部・講座の壁を超えた集約的テーマによる都市研究の姿に反するようにみえる。

(2) 将来研究センターを充足させる場合には、初めはなるべく集約された形で出発し、経験の蓄積にしたがって漸次拡張してゆくのが望ましい方法と考えられる。さもなくば設立理由の主張も散漫になり、たとえ設立が認められても実現の困難性が増大する。

そこでテーマの集約化という眉焦の急とセンターに向っての移行過程に対処するため、次の方法を提案する。

(1) 現在の都市研究委員会は45年度終りまで存続し、3年間の業績刊行をもって任務が終るが、46年度を担当する次の委員会の準備は即刻始める。

(2) 本年度内における次期委員会の任務は、④本学の都市研究の基本的路線を立てる努力をしつつ、46年度に対してテーマを集約する。⑤その計画に基づいて46年度予算を編成すること。

(3) 次期委員の選定法は、まず現委員会が都市研究に一義的かわりをもつと考える分野を選定したうえ、それぞれの分野の代表者を決定する。本年度内に限り新委員会の構成は、上記の専門代表に総長を加えて運営する。

専門分野の数、ひいては代表者(新委員)の人数は学部数に匹敵する5人になる公算が大きい。新委員はあくまで専門代表であって学部の代表ではない点が現在の委員と異なる。

(4) テーマの集約に関しては、産業公害と交通対策は次の理由から当分除外する。上記の2点は都市に関する目下の大問題ではあるが、考え方によっては産業公害・交通渋滞は都市行政の不備から生じた結果であり、その対処は全く行政の一環であって、その実態調査にも大学を超える大がかりな調査機関が必要である。

本学が都政に協力する方針には毛頭変りはないが、その協力の方法としては目前に起った事態を追いかけ

るのではなく、これらの不備を未然に防ぐためのより根本的な面に取り組むことが大学としての本来の姿勢ではあるまいか。

もっとも各人が個人として公害研究など直接行政の活動にたずさわることを妨げる積りは全くない。

公害・交通以外の周辺のテーマについては、それらのテーマの都市研究における位置づけがこれまで各研究分担者の個人的意見によってなされてきた嫌いがあったが、将来は本学の都市研究の基本路線を立てた上で、それを中心にして各テーマを配列することが望ましいのではなからうか。

(5) 46年以降1～2年間は総長を除いた専門代表が正規の委員として都市研究を統括する。

以上5項目は、専らテーマの集約に関する当面の処置に終わったので、次にセンターへの移行過程について討議の素材を書きそえる。

(1) 46年度には、専門代表は10前後の具体的なテーマを採択し、各テーマに1人ずつの責任研究者を委嘱する。これによって各責任研究者は、これまでの予算実績の範囲内でも100万円前後の研究費配分を受けることになる。

実際の研究活動に当っては各責任者が学の内外に亘ってどのような班を作り、班の中で研究費をどのように配分するかの計画は自由であるが、責任者は班の研究結果をまとめて報告する義務をもつ。

初めにテーマの集約を強調しながら、46年度に10内外の具体的なテーマを採択してそれぞれ班を作ることは矛盾のように思われるかもしれないが、主眼は業績内容の集約であって研究参加の道はなるべく開放しようとする点にある。

(2) 来年度以降事務組織の強化をはかる必要のあることは論をまたないが、このほか研究責任者が1週の中で定まった時間に会合できるような学内処置が必要ではなからうか。

これをさらに発展させればセンターが将来現キャンパス外におかれることも考えられるので、できれば講師の枠をとる努力もなされるべきであろう。講師の枠は学内にも使えるが、学外者の協力の依頼にも役立つであろう。

5. 46年度：東京都立大学都市研究センター設置要綱（第2次案）

都市研究組織委員会（1971.6.4.）

1. 都市研究の緊要性

東京や日本においてだけでなく、世界と人類史において、都市の占めを役割の大きさと、そのかかえる問題の

複雑・多様さは、これまで不当に軽視されてきた。他方、都市研究に関係する科学も個々には幾多のすぐれた成果をあげてきたが、問題の総合性の解明の点では欠けるものがあり、都市という大きな対象を十分に把握しか

ねていた面も多い。いまや個別科学の立場からのみならず、その領域をふみこえて、都市研究の方法を創造し、都市現象を真に科学的に研究することが要請される。

都市研究にはいくつかの性格が区別される。都市の市民あるいは行政庁から提起される諸問題を調査し、その対策を考究するのは、実践的な応用研究といえる。この種の研究は行政庁みずから、あるいは委託研究機関、あるいは行制機関付置の研究機関がおこなうべきものであり、またおこなわれてきた。一方、都市研究の新しい方法論をうみだし、それにもとづく学術的な基礎研究がある。この種の研究は、大学あるいは大学付属の研究機関がおこなうべきものである。また、応用目的のための基礎理論を調査するような前二者の中間的なものもありうるし、この面では大学の研究者がおこなった委託研究にも数多くの実例をみることができる。

都市研究の上記の性格から、基礎研究を進めるにあたって、関係の行政機関、市民一般と十分なコミュニケーションを要請されることが多いが、このことから基礎的学術的研究の純粋性をうしなうことのないようにしなければならない。

都市は常に変転し、これを対象とする科学もまた発達し、ともに流動的であるから、これに即応できる研究方法論、研究体制を確立しなければならない。このためには、研究分野をことにする専門家の、あたらしい方法論樹立のための共同的作業、他領域の方法を批判的に研究する態度、研究の必要に応じて流動的かつ開放的な研究体制、さらに一方では、個人ないし少数グループによる研究成果の集積、体系化といった努力が要請される。

都市問題の深刻化するなかで、関係者はもとより一般市民からも都市問題の解決を要望する声が高い。世界各地の若干の例をみても、さまざまな形態の都市研究がすすめられ、相互にその成果を活用しあうことが要望されている。東京は世界最大の都市として、解決をせまられている多くの都市問題をかかえている。真に問題の解決をはからうとするならば、いまこそ都市の基礎的研究にたちかえり、着実に問題解決の方途をさぐるべきである。

2. 世界における都市研究の概要

第二次大戦後、とくに1960年代に入って、都市問題が世界的に深刻化してきた。それに伴ない、諸大学附属ないし、いわゆる財団援助という形で都市研究所が各地にたてられている。そしてそれら共通の特色は、第一に既成研究分野のいわゆるタテ割り式細分化の弊害を排し、各方面の異った分野の研究者を集め、都市というもっとも生きた現実を対象としながら総合的に研究を進めようとしている。以下その一例をあげよう。

ハーバード大学MIT共同都市研究所 The Joint Center

for Urban Studies of MIT and Harvard は、両大学各スタッフのほか全米・全世界から都市研究専門家を招き、多くの研究成果を刊行すると共にベネズエラのカラス市その他の総合調査を行っている。パリにある中央都市研究所 Centre de Recherche d'Urbanisme は、文部省と建設省の共同所管で、パリ大都市圏の調査などを建築・土木系統の専門家と経済・行政専門家の共同で行なっており、また職員の研修を行なっている。

ギリシャのアテネにある都市研究所は、ドクシアデス氏所管のもとに、後進諸国の都市計画のプランをたてるとともに、その調査、広義都市計画家の養成・訓育等を行なっている。

自治体立大学の例としては、米国ニュージャージー州立大学都市研究所 Center for Urban Research は都市化の進むニューヨーク郊外の研究を各専門家が行なうとともに、全米都市関係資料を集める図書館をもち、また州職員・大学院学生の研修を行なうとともに、研究成果の刊行も行なっている。同州内にあるプリンストン大学も、これにたいし深い関係をもちつつウィルソン研究所において都市研究を進めている。

その他オーストラリアのカンベラにあるオーストラリア大学都市研究所、イギリスのバーミンガムにある同大学地方行政研究所、米国のコロンビア大学の環境研究所、カルフォルニア大学行政研究所、同不動産研究所、ロンドン大学のロブソン教授を中心とする大ロンドン研究グループ等々はいずれも焦点を新しい都市問題に集中している。またこのほか民間基金による都市研究所もとくにアメリカを中心に未来資源研究所、ニューヨーク市行政研究所等々あり、いずれも大きな資料室をもちながら、共同による都市研究の成果をあげている。

このようにして、いま全世界の傾向として、各学部の教授を横につなげて新しい問題を投げかける都市にむかい、都市研究という立場でその共同研究の成果をあげ、そこに資料を集め、国際交流の場としながらまた人材の養成・教育につとめようとしている。そこにダイナミックな新しい学問形成の場をつくらうとしている。

3. 都市研究センターの必要性和その基本的性格

本学は、上記した特色をもつ都市研究の中心となる機関をおくのに適格性のないむしろ責務をもつ。本学はもとも「東京都における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を研究し、併せて都民の生活及び文化の向上発展に寄与するため」という目的をもって、東京都により、現代世界における最大の問題都市ともいべき東京に設置された。

以来本学は大学としての研究教育の任務を遂行するとともに、都市研究においてその特色を発揮すべきこと

が、学の内外から待望されている。創立当初より、都市研究の中心となる機関の設置を要望する声が何度も出され、また一方では、文部省科学研究費補助金による機関研究、その成果の出版、また昭和43年くらい大学都市研究費による組織的研究をおこなってきた実績もある。こうした長年の都市研究を、飛躍的に発展させ、世界最大の都市にふさわしい都市研究の中心となる都市研究センターを設置したいとする声は、学内研究者の間で急速にたかまっている。

しかしながら、大学は1970年代、1980年代の大学のあつべきすがたを求めて苦闘をつづけているし、大学付属の研究所も幾多の困難な問題の解決をせまられている。したがって、あらたに設置する都市研究センターは、過去の大学、研究所の機能や組織を批判的に検討を加えつつ、新しい時代に即応できるセンターであることが要請される。要請される基本的性格として下記をあげる。

- ① 都市研究センターは組織・研究・人事の固定化、停滞をさけるため、流動性と開放性を確保しやすい体制をとる。単に本学の学内共同施設というにとどまらず、日本および世界における都市研究のメッカとして、また世界的スケールの共同施設にふさわしい構成と機能、施設をもつものである。
- ② 都市研究センターの長は、上記の基本的性格を代表するにふさわしい人材を広く学の内外に求める。組織上、総長に直属する機関とする。
- ③ 本センターのおこなう都市研究は、センターの計画したテーマについて、組織的総合的におこなう。協力者を学の内外に求められるようにする。
- ④ 共同利用施設としての機能をはたすため、資料部門を格段の力を入れて整備する。
- ⑤ 研究者個人の研究、施設利用者のための機能をもはたす。
- ⑥ 都市研究者の絶対数の増加、確保をはかるため、有効な方策をとる。
- ⑦ 都市研究上必須の実験があればそれを実現できるよう考える。

4. センターの組織と構成

4-1 センターには研究部門、資料部門、事務部門をおく。教育部門(研修部門)、実験部門については第1期3カ年計画では考慮しない。

研究部門は研究テーマと研究員の流動性と開放性を保証するにふさわしい組織と施設をととのえる。

資料部門は図書、資料の蒐集・整理にとどまらず、都市研究に必要な情報センターとしての機能をはたしうような施設・人員を整備し、あわせて出版を担当する。

事務部門は一般事務のほか、研究活動を円滑ならし

め、また共同利用施設としての渉外・広報、将来は都市研究会館(仮称)の管理のための部局をそなえる。

なお、教育・研修部門、実験部門については第2期計画以降にその性格等を検討したうえ、採否をきめる。

部外利用者に関する諸事項についても検討のうえ、決定する。

4-2 研究分野 第1期および第2期の各3カ年計画で整備される研究分野は下期のとおりとする。

- (1) 都市原論 研究者の共同研究とし、第1期、第2期を通じて関連の研究を組織する。
- (2) 比較都市論 第1期から整備を開始する。
- (3) 都市市民論 第1期から整備を開始し、将来は都市文化の研究を含む。
- (4) 都市経済論 第1期から活動を開始する。
- (5) 都市環境論 実験部門との関連を考え、第2期から整備する。
- (6) 都市施設論 第1期から活動を開始するが、実験部門についての検討のあと、本格的整備をおこなう。
- (7) 都市管理論 第1期から活動を開始する。

4-3 資料部門 資料部門はこのセンターの中心的機能をなすものであるが、施設整備が先行するので、第1期3カ年計画では資料管理3名、レファレンス業務2名、出版2名の計7名をもって発足し、都市研究センターの施設の完成と合せて13名を確保する。

4-4 教育部門 大学院学生の研究教育、都市関係者の研修など、都市研究者の質・量の確保に教育部門の整備は不可欠と考えるが、本センターが直接おこなうかどうかなど基本的な点で疑義があるので、検討を加えたい。採否をきめたい。

4-5 実験部門 実験は自然科学・工学の分野にとどまらず、統計処理によるコンピューター実験法などを駆使した社会科学的な実験を考えられるがなお、異見もあるので検討のうえ、第2期計画以降に採否をきめたい。

なお、本センターが必要とする電子計算機は、本学の電子計算機室のそれを活用する。

4-6 センターの構成員 センターは次の者をもって構成する。また、その任務とあわせて充足の構想も示してある。

1. 所長 首都東京の都市研究センターの国際的国内的機能にふさわしい人材を学内・学外をとわず求める。後述の管理委員会にセンターを代表して出席する。センターの執行機関の長として、研究会議を主宰する。常勤特別職。

代案として、総長が兼任、補佐役として専任、職員代表をおく。専任職員とは専任研究員、資料部門職員、事務職員。

2. 専任研究員（研究員とよぶ） 本学の教授，助教，講師，助手のなかから選考される。任期は3年とするが，短縮・延長は認められる。センターのおこなう研究に従事するとともに，研究計画の策定，研究成果のとりまとめにあたる。

第1期計画では，上記の研究分野の(2)，(3)，(4)，(5)，(6)をカバーするよう10名を選考する。選考の方法は人事の固定化を防ぐための配慮について検討する。

3. 兼任研究員 本学の教職員，都庁関係職員から，研究テーマにアプライした者をもってあて，研究期間中兼任する。センターにおいては研究に専念する。研究テーマには共同テーマと各個テーマが予定される。第1期計画では30名程度とする。また，センターでは週2日以上研究に従事する。

4. 特別研究員 国内国外の研究者を毎年10名選考する。期間は1年以内とし，更新を認める。第2期計画以降に実施する。

5. 資料部門職員 資料部門の長は専任研究員のうちから任命，この部門の職員は東京都地方公務員試験合格者から充足する。他の機関との人事交流の道をひらく。第1期7名，第2期には13名とする。

6. 事務職員（主事） 大学，都庁との人事交流を可能にする。

長以下10名 庶務・会計・渉外を分担。第2期計画では施設，管理を充実する。

なお，教育部門，実験部門については検討のうえ決定する。また，編成上，研究グループの長は専任者かのがぞましいが，兼任者でもよい。兼任者の本務先での任務の軽重，あるいは職務免除の期間については，とりあえずは個別的に解決するが，大学全体として一定期間任務が解除されるような制度の制定が強く要望される。部外の利用者については別に利用規程を作成すること。

専任研究員，兼任研究員，資料部門職員はその研究調査成果をセンターの出版物に発表すること。

4-7 センターの管理機関 センターに下記の管理機関をおく。

管理委員会 大学内(外)の代表者からなる研究計画，予算などの決定機関

所長 執行機関 上記委員会に出席

研究委員会 所長と専任研究員とからなり，管理委員会の諮問機関

4-8 センターの施設 第1期3カ年計画の間は，都の施設を借用する。第1期計画中に，しかるべき場所に次の条件をそなえた施設（都市研究会館一仮称）を建設，また確保する。

1) 研究プロジェクトに応じてスペースの変換可能な

こと。

2) 研究会などに利用できる大小の部屋と付属施設を備えること。

3) 研究員の個室はもとより，資料部門の利用がしやすいよう配慮されること。

4) 学外，ことに海外からの研究者のため宿泊施設を確保すること。

とくに，キャンパスの所在如何によって相当の配慮が必要。キャンパスについては，次の案が考えられる。対都交渉の過程において逐次原案を整理する。

第1案 大学と同一キャンパス

第2案 大学とは別のキャンパス

2 a 多摩地区

2 b 副都心（新宿など）

2 c 都心（都庁の近く）

2 d 下町（防災拠点その他）

2 e 目黒・深沢地区

5. 研究の方法と計画ならびに組織

5-1 研究の方法と計画 東京を実証的研究の主要なフィールドとしてとりあげることが多いと考えるが，東京にかぎらず日本および世界の諸都市，さらに人類史上における都市一般に及ぶ。

研究の基本的性格は基礎理論の研究とする。社会科学の視覚による総合を特色とする。

都市研究センターは単なる都市の個別的研究を羅列する機能ではなく，あたらしい総合的な方法の開発とその検証に特色ある機能をもつ。研究方法の追究にはじまり，その方法を具体的問題に適用し，その有効性を検証しつつ，その成果を基礎として次のステップの研究を展開する。このことによって，真の意味での総合性と有用性を見出しうるであろう。都市研究計画の基本となる考え方でもある。

5-2 研究の組織 具体的な研究テーマは，都市研究の方法を開発し，資料を蓄積し，理論を樹立するために有意義なものが策定される。研究遂行のために，研究プロジェクトが，通常2～3年の計画で作成される。その性格には，問題を開発するためのプロジェクト，資料蓄積のためのプロジェクト，成果完成を旨とするプロジェクトの3つの基本型がある。

研究プロジェクトは研究グループによって遂行される。研究グループの規模，構成員の種類，専門，組織のかたさなどはプロジェクトによってことなる。プロジェクトを遂行し，成果を発表して解散するが，関連する新しいテーマの発展と研究したテーマの追跡とに留意する。

上記の研究プロジェクトが個人研究者によっておこなわれることもある。

研究参加の開放性を保持するため、センターの計画した研究テーマを公開し、公募する方式についても検討する。個人研究者が研究テーマを申請し、研究費をうけられる方途など、大学内外の都市研究能力の顕在化と発展のための方法と組織を検討する。

6. 都市研究センターの設置スケジュールと 予算概要

6-1 昭和47年4月1日に第1期3カ年計画を発足させたい。ただし、150講座の整備など大学の既存の計画とは別計画とし、交渉の過程において150講座の整備など既存の計画に影響を及ぼすと判断された場合には、本計画を延期する。

第1期計画は、特別職所長1名、専任研究員10名、兼任研究員30名、資料部門職員7名、事務職員10名をもって組織する。

共通テーマは「都市の構造と機能」とする。

6-2 第1期計画の初年度経費には次の各項を含む。

- 人件費 (給与、賃金、報償費など)
- 事務費 (施設借料、光熱水費などを含む)
- 施設調査設計費 (46年度補正予算にくめればなおよい)
- 研究費 (旅費、備品費、消耗品費、役務費)
- 資料整備費 (センターとしての計画的購入分)
- 出版費 (200万円程度、46年度成果および47年度の間報告)
- 施設整備費 (研究室、資料室などの基本施設のため)

6-3 本センターで使用する研究経費は次の各項のうち、当分の間、1.2.に限定したい。

1. 研究センター研究費
2. 文部省科学研究費補助金
3. 都の支出委任研究費
4. 大学学術研究会の受入れる研究費

6-4 第1期計画のため次のスペースと維持経費の確保が必要である。

所長室	10坪
研究員室	8坪×10
共同研究室	20坪×2
資料室	30坪
資料部門室	35坪
事務室	40坪
付属施設	
計	235坪+付属施設

6-5 移行措置 現在の都市研究組織委員会は、47年度研究計画、予算を計上する。研究費1,000万円、資料費350万円、印刷費200万円、計1,550万円程度を目途とする。

対都交渉を開始し、設置の目安がたてば、施設調査費を事務局予算として計上できるよう補正予算案にくみこむ。

都市研究センター設置予算を明年度予算にくめる見通しがたてば、都市研究組織委員会は46年度計画の遂行に力を入れ、別に都市研究センター設立準備委員会を本年10月ころに発足させる。

この委員会が第1期計画の専任研究員などの人選の原案を作成する。

設立の見通しがたい場合には都市研究組織委員会はこれまでどおり任務を続行する。

6. 47年度：東京都立大学都市研究センターの設置要綱（第3次案）

都市研究組織委員会（1972.3.21.）

1971年6月4日付の第2次案の作成以後、同案ではペンディングになっていた教育部門、実験部門について討論をかさね、あわせて現行のままの研究体制の問題点などを整理して第3次案を作成した。学内各位の適切な助言・指示を期待したい。

なお、第2次案との相異点の主なものは下記のとおりである。

1. 第2次案の「都市研究の緊要性」・「世界における都市研究の概要」・「都市研究センターの必要性和その基本的性格」を全面的に書きあらためた。
2. 教育・研修についてのセンターの機能と大学との関係を明確にした。
3. 「実験部門」の性格について検討を加え、「共同利用研究施設」と研究に必要な実験施設とを区別した。

4. 出版・出版物について明確にした。
5. 構成を一部再編成し、具体的に記述するようつとめた。

東京都立大学都市研究センター設置要綱（第3次案） 1972.3.21

1. 都市研究の緊要性と都市研究センターの位置づけ

都市問題の解決をめぐる都市研究が重視されるようになったのは、大正年代であった。大正6年には内務省に都市研究会が設置されている。一方で大学に都市研究科の講座新設を要請する動きもみられた。同じ頃大阪で設立された関西建築協会（日本建築協会の前身）は、都

市問題を中心テーマとして取り上げるとともに都市改良運動を推進している。続いて大正11年には東京市政調査会が設立され、同14年には大阪都市協会が設立されている。ともに都市研究を強力に進めてきた。

このように、東京と大阪で相呼応して都市研究機関が誕生した頃は、経済の飛躍的な発展に伴って、都市の発展が大都市地域形成という新しい発展段階に移行しつつある時期であった。それは同時に新しい都市社会の形成期でもあった。それだけに相次いで発生してくる都市問題の解決には、科学的な調査研究が要請されていたのであろう。

改めて都市問題に多くの関心が寄せられ、都市研究の必要性が叫ばれている現在もまた、都市が新しい発展段階に進みつつある時期である。技術革新の推移に伴って経済は高度の成長を遂げ、それにつれて就業構造の近代化が進み、社会階級的構成が再編成されるとともに、一方で家族制度が崩壊してゆくにつれて社会生活の構成も大きく変容しつつある。そして産業開発に先導された都市開発が多く欠陥をもたらし、公害問題が深刻さを増すにつれて、人間性の回復が課題となり、都市政策も経済開発から社会開発へと大きく転換させてゆくことが要請されるようになってきた。

こうした事情を背景として、都市問題はいよいよ複雑さを増し、その解決のためには一段と総合的な対策が必要となり、その推進をめぐって都市研究の重要性が認識され、研究需要が増大してきたのである。

この間、都市研究はどのように展開してきたであろうか。大正年代に始まる都市研究も戦争によって中断されるとともに、その研究組織は発展するどころか、逆に衰退ないし廃止の方向をたどってきた。大学に対する都市研究科設置の要望もみだされなかった。僅かに大阪商科大学に開設されていた市政科もすでに廃止され、東京大学内にあった都市学会もまた解散している。

戦後、新制大学の整備が急がれ、その数は急激に増大したが、学部学科の構成内容は旧制大学に準ずるものであった。新しく都市研究科の類を取り入れる動きも少なかった。大学における都市研究の体制は極めて貧弱であるといわざるを得ない。

一方、行政庁自体も、積極的に都市研究機関を設立し、その発展を図るところまでには至っていない。ここでも都市研究の組織は弱体である。

これに対して、都市問題は次第に複雑さを増してきた。都市行政の近代化の要請が高まる一方で、地域経済問題が抬頭し、経済開発をめぐる都市建設が進むにつれて公害問題が深刻さを加え、改めて人間環境の問題を追究することが要請されるようになってきた。これらの課題を中心として、その調査研究の多くが大学の研究者に委託されるようになった。研究者は準備不足のまま研究

受託を進めてきた。

大学に都市を直接の研究対象とする研究組織があったというのではない。都市関係の講座がいくつかあったに過ぎない。その関係者が集まって、実務的な側面の強い研究課題に取り組んだのである。それらの各講座での研究は、それぞれ母体を異にする基礎科学の方法論によって、個別に進められてきたものである。この方法論を異にする研究者が集まって、相互に言葉の定義の違いから検討してゆかなければならないのが実態であった。当然に多くの矛盾をはらむものであった。こうした委託研究が増大してゆくにつれて、いくつかの破たんが現われ、それが大学紛争の一つの焦点ともなるに至った。

ここで注目しなければならないことは、社会的要請の強い実務的な側面からの研究と、大学にある都市関係講座における研究とが、直接的に結びつくのではなく、その間に別の領域の研究が必要であるということである。大学において個別に研究が進められてきた研究であるそれらを体系化し、総合化した複合的科学とでもいうべき性格の都市研究が必要となってきたのである。都市問題の解決を求め実務的な面からの研究は、この複合的科学としての都市研究を基礎とすることによって始めて、その具体的な検討を進めることが可能となるものである。

つまり、大学における都市関係講座をさらに充実させるとともに、それらの研究を基盤とする複合的科学としての研究領域にある都市研究を開発し、発展させてゆくことによって、実務的な側面からの要請課題の研究に対して基礎的な素材を提供することができるようになるものと考えられるのである。都市問題解決のための研究に対する社会的要請はますます高まってゆく。この要請に答える研究は、このような三つの領域における研究の相互交流によって、始めてその成果を期待し得るのだとすれば、それぞれの領域の研究を拡充してゆかなければならない。その中で最も遅れているのが中間領域にある複合的科学としての都市研究である。

そこで当面急がなければならないのは、この複合的科学としての都市研究であるが、それはどのような機関において担当すべきものであろうか。大学か、それとも行政庁か、あるいはその中間体か。それがはっきりしないところに、この種の研究のおくれの要因があるともいえる。大学における各講座の研究との関連が深いとすれば、大学付置研究所が適当であろうし、実務的側面とのつながりが強いとすれば、行政庁の付属研究所が考えられるであろう。現実には、この両面からの要求があると考えられるが、基礎的な研究の欠陥が指摘されている現状からすれば当面大学付置研究所における研究面の開拓を急がなければならないであろう。

欧米に例をとれば、多くの大学が都市関係の講座を充

実させるだけでなく、都市関係の学科や学部を設置して、基礎部門を拡充させるとともに、さらに都市関係の研究所において、活発な研究活動を展開させている。研究所についてみれば、ハーバードMIT共同都市研究所をはじめとして、ニュージャージー州立大学都市研究所、コロンビア大学環境研究所、オーストリア大学都市研究所、バーミンガム大学地方行政研究所など、その事例は極めて多い。一方で行政庁による研究所や民間基金による都市研究所を中心とする研究活動も活発に行なわれている。

さらに見逃せないことは、これらの研究所がいずれも相互に連携しながら、資料の交換はもとより、研究者の交流をも深めて国際交流の場を育てながら、共同による都市研究の成果をあげ、そこに新しい学問形成の場をつくらうとしていることである。

こうした世界の動きをみると、わが国の都市研究のおくれのほどに驚かざるを得ない。ところが、アメリカなどにおける都市研究がさかんになったのは1910年代以降であったことを考えれば、大正年代における都市研究活動は、时期的にみておくれたものとはいえないであろう。問題は、それ以降の研究活動の中絶にある。中でも大学における都市関係講座の発展のおくれこそ、最も重視しなければならない点であろう。

現状では徒らに都市研究のおくれをなげいてばかりはいられない。大学における都市関係講座の拡充、学科ないし学部への発展を着実に進めるとともに、新しい研究領域を開発してゆくための都市研究所を設立することに努めなければならない。ことに創立以来都市研究においてその特色を発揮することを、学の内外から期待せられている本学は、この要請課題に答えることが、大切な責務である。

2. 都市研究センターの基本的性格

大学は1970年代、1980年代の大学のあるべきすがたを求めて苦悶をつづけているし、大学付属の研究所も幾多の困難な問題の解決をせまられている。したがって、あらたに設置する都市研究センターは、過去の大学、研究所の機能や組織を批判的に検討を加えつつ、新しい時代に即応できるセンターであることが要請される。要請される基本的性格として下記をあげる。

- ① 都市研究センターは組織・研究・人事の固定化、停滞をさけるため、流動性と開放性を確保しやすい体制をとる。単に本学の学内共同施設というにとどまらず、日本および世界における都市研究のメッカとして、また世界的スケールの共同施設にふさわしい構成と機能、施設をもつものである。
- ② 都市研究センターの長は、上記の基本的性格を代表するにふさわしい人材を広く学の内外に求める。組織

上、総長に直属する機関とする。

- ③ 本センターのおこなう都市研究は、センターの計画したテーマについて、組織的総合的におこなう。協力者を学の内外に求められるようにする。
- ④ 共同利用施設としての機能をはたすため、資料部門を格段の力をいれて整備する。
- ⑤ 研究者個人の研究、施設利用者のための機能をもはたす。
- ⑥ 都市研究者の絶対数の増加、確保をはかるため有効な方策をとる。
- ⑦ 都市研究上必須の実験があればそれを実現できるよう考える。

3. センターの組織と構成

3-1 センターには研究部門、資料部門、事務部門をおく。

研究部門は研究テーマと研究員の流動性と解放性を保証するにふさわしい組織と施設をととのえる。

資料部門は図書、資料の蒐集・整理にとどまらず、都市研究に必要な情報センターとしての機能をはたしうるような施設・人員を整備し、あわせて出版を担当する。

事務部門は一般事務のほか、研究活動を円滑ならしめ、また共同利用施設としての渉外・広報、将来は都市研究会館（仮称）の管理のための部局をそなえる。

3-2 研究分野 第1期および第2期の各3カ年計画で整備される研究分野は下記のとおりとする。

- (1) 都市原論 研究者の共同研究とする。
- (2) 比較都市論 第1期から整備を開始する。
- (3) 都市市民論 第1期から整備を開始し、将来は都市文化の研究を含む。
- (4) 都市経済論 第1期から活動を開始する。
- (5) 都市環境論 第1期から整備する。
- (6) 都市施設論 第1期から活動を開始する。都市環境論のグループとともに、必要とする大型研究施設については第1期3カ年の期間に検討決定する。
- (7) 都市管理論 第1期から活動を開始する。

3-3 資料部門 資料部門はこのセンターの中心的機能をなすものであるが、施設整備が先行するので、第1期3カ年計画では資料管理3名、レファレンス業務2名、出版2名の計7名をもって発足し、都市研究センターの施設の完成と合せて13名を確保する。出版については、研究員とともに構成する出版委員会をおき、円滑な運営をはかる。

3-4 教育・研修について 本センターに独自な教育部門を設置しない。しかし、研究機能を阻害しない範囲において、研究者および専門技術者のための教育研修

の機能をはたすことはきわめて望ましい。このため、各大学院研究科において都市研究に関連したテーマを専攻する大学院学生のうち、各研究科において認定された学生若干名について、各研究科の委嘱にしたがって、教育指導をおこなう。この場合担当する研究員は関係研究科に併任される。

また、本センターがおこなう研究会などの研究集会は可能なかぎり開放し、学部学生、大学院学生の傍聴、討論参加を認め、研修の効果を発揮する。

直接研究生についても、上記に準じた方法を適用する。

3-5 研究施設 本センターの研究施設は共同利用研究施設設備と研究プロジェクトに応じて必要となる研究設備とに大別できる。

前者は共用性の強い電子計算機、作図関係の設備などであり、後者は化学分析設備、生物学的試験設備、廃棄物処理実験施設、心理学実験室などである。後者は都市研究センターの研究プロジェクトの如何によって必要になるが、何れも大学学部研究設備としても充実が要求されるものである。都市研究を都市研究センターのみでおこなうのではなく、学部における研究教育の充実とあわせ、センターにおける研究の拡充・充実を意図しているため、当然学部との関連が検討されるべきである。したがって、本センターで責任をもって整備すべき研究施設は、当面共用性の強い研究施設に限定され、研究プロジェクトの関連において必要備品の整備が考慮されることになる。電子計算機は本学施設の充実をもってかえることができるので、作図、簡易な計算などの設備を考える。その主なものは次のとおりである。

a 写真処理関係、 b 複写関係、 c 計算関係、 d 作図関係

3-6 センターの構成員 センターは次の者をもって構成する。また、その任務とあわせて充足の構想も示してある。

1. **所長** 首都東京の都市研究センターの国際的国内的機能にふさわしい人材を学内・学外を問わず求める。後述の管理委員会にセンターを代表して出席する。センターの執行機関の長として、研究員会議を主宰する。
常勤特別職。

提案として、総長が兼任、補佐役として専任、職員代表をおく。専任職員とは専任研究員、資料部門職員、事務職員。

2. **専任研究員** (研究員とよぶ) 本学の教授、助教授、講師、助手のなかから選考される。任期は3年とするが、短縮・延長は認められる。センターのおこなう研究に従事するとともに、研究計画の策定、

研究成果のとりまとめにあたる。

第1期計画では、上記の研究分野の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)をカバーするよう10名を選考する。選考の方法・人事の固定化を防ぐための配慮について検討する。

3. **兼任研究員** 本学の教職員、都庁関係職員から、研究テーマにアプライした者をもってあて、研究期間中兼任する。センターにおいては研究に専念する。研究テーマには共同テーマと各個テーマが予定される。第1期計画では30名程度とする。また、センターでは週2日以上研究に従事する。
4. **特別研究員** 国内国外の研究者を毎年10名選考する。期間は1年以内とし更新を認める。第2期計画以降に実施する。
5. **資料部門職員** 資料部門の長は専任研究員のうちから任命、この職員は東京都地方公務員試験合格者から充足する。他の機関との人事交流の道をひらく。第1期7名、第2期には13名とする。
6. **事務職員** (主事) 大学、都庁との人事交流を可能にする。長以下10名、庶務、会計、渉外を分担。第2期計画では施設管理を充実する。

3-7 **人事制度上の問題点** 編成上、研究グループの長は専任研究員であることがのぞましいが、兼任者でもよい。兼任者の本務先での任務の軽重あるいは職務免除の期間については、当面、個別的に解決をはかるが、大学全体として一定期間任務が解除されるような制度の制定が強く要望される。

部外者の利用については、別途に利用規程を作成することが必要である。

3-8 センターの管理機関 センターに下記の管理機関をおく。

管理委員会 大学内(外)の代表者からなる研究計画、予算などの決定機関

所長 執行機関 上記委員会に出席

研究員会議 所長と専任研究員とからなり、管理委員会の諮問機関

3-9 **センターの施設** 第1期3カ年計画の間は、都の施設を借用する。第1期計画中に、しかるべき場所に次の条件をそなえた施設(都市研究会館一仮称)を建設、または確保する。

- 1) 研究プロジェクトに応じてスペースの変換可能なこと。
- 2) 研究集会などに利用できる大小の部屋と付属施設を備えること。
- 3) 研究員の個室はもとより、資料部門の利用がしやすいよう配慮されること。
- 4) 学外、ことに海外からの研究者のため宿泊施設を確保すること。

とくに、キャンパスの所在如何によって相当の配慮が必要。

キャンパスについては、次の案が考えられる。対都交渉の経過において逐次原案を整理する。

第1案 大学と同一キャンパス

第2案 大学とは別のキャンパス

2 a 多摩地区

2 b 副都心（新宿など）

2 c 都心（都庁の近く）

2 d 下町（防災拠点その他）

2 e 目黒、深沢地区

4. 研究の方法と計画ならびに組織

4-1 研究の方法と計画 東京を実証的研究の主要なフィールドとしてとりあげることが多いと考えるが、東京にかぎらず日本および世界の諸都市、さらに人類史上における都市一般に及ぶ。

研究の基本的性格は基礎理論の研究とする。社会科学の視角による総合を特色とする。

都市研究センターは単なる都市の個別的研究を羅列する機能ではなく、あたらしい総合的な方法の開発とその検証に特色ある機能をもつ研究方法の追究にはじまり、その方法を具体的問題に適用し、その有効性を検証しつつ、その成果を基礎として次のステップの研究を展開する。このことによって、真の意味での総合性と有用性を見出しうるであろう。都市研究計画の基本となる考え方でもある。

4-2 研究の組織 具体的な研究テーマは、都市研究の方法を開発し、資料を蓄積し、理論を樹立するために有意義なものが策定される。研究遂行のために研究プロジェクトが、通常2～3年の計画で作成される。その性格には、問題を開発するためのプロジェクト、資料蓄積のためのプロジェクト、成果完成を旨とするプロジェクトの3つの基本型がある。

研究プロジェクトは研究グループによって遂行される。研究グループの規模、構成員の種類、専門・組織のかたさなどはプロジェクトによってことなる。プロジェクトを遂行し、成果を発表して解散するが、関連する新しいテーマの発展と研究したテーマの追跡とに留意する。

上記の研究プロジェクトが個人研究者によっておこなわれることもある。

研究参加の開放性を保持するため、センターの計画した研究テーマを公開し、公募する方式についても検討する。個人研究者が研究テークを申請し、研究費を受けられる方法など、大学内外の都市研究能力の顕在化と発展のための方法と組織を検討する。

4-3 年次計画 研究とセンターの拡充は年次計画をも

ってその骨格を構成する。第1期3カ年計画は研究センターの発足と基礎のための期間とし、共通テーマとして、「都市の構造と機能」をとりあげる。この期間に共用性の強い研究施設の整備をはかる。

第2期3カ年計画は、都外から直接専任者を採用できる体制を実現するとともに、海外からの特別研究員の招へいを実現し、あわせて研究センターキャンパスと研究会館の実現をはかる。第2期の共通テーマは第1期計画の2年目に公開し、研究員の公募をおこなう。また、資料部門を7名から13名に充実し、その整備計画を完了する。

海外からの研究者の受入れ、行政機関の研修生の受入れなどは逐次検討するが、このため第1期から発足の下記の常置委員会のほか随時必要に応じて委員会をおくことができる。

- a 計画委員会 研究員会議、管理委員会への議案の作成
- b 出版委員会 報告書の出版、著作権などについて審議決定
- c 図書委員会 受入れ図書の管理、購入計画の立案などにあたる。
- d 研究施設委員会 共同施設についての計画、管理にあたる

5. 都市研究センターの設置スケジュールと予算概要

5-1 昭和48年4月1日に第1期3年計画を発足させたい。

第1期計画は、特別職所長1名、専任研究員10名、兼任研究員30名、資料部門職員7名、事務職員10名をもって組織する。

5-2 第1期計画の初年度経費には次の各項を含む。

人件費（給与、賃金、報償費など）
事務費（施設借料、光熱水費などを含む）
施設調査設計費（47年度補正予算にくればなおよい）

研究費（旅費、備品費、消耗品費、役務費）
資料整備費（センターとしての計画的購入分）
出版費（200万円程度、46・47年度成果の出版）
研究施設整備費（研究室、資料室などの基本施設のため）

5-3 本センターで使用する研究経費は次の各項のうち、当分の間、1.2.に限定したい。

1. 研究センター研究費
2. 文部省科学研究費補助金
3. 都の支出委任研究費
4. 大学学術研究会の受入れる研究費

5-4 第1期計画のためおおよそ次のスペースと維持経

費の確保が必要である。

研究室	(10坪) × 10
共同研究室	(30坪) × 2
ゼミナール室	(10坪) × 2
資料室	(40坪) × 1
作業室	(60坪) × 1
計算室	(40坪) × 1

計 320坪

初年度経費 537,000千円

(主要経費内訳)

調査費	2,000千円
設計委託費	18,000千円
用地買収費	400,000千円
工事費	117,000千円

5-5 移行措置

- ① 現在の都市研究組織委員会は、47年度研究を遂行、とりまとめる。
- ② 対都交渉を開始し、設置の目安がたてば、施設調査費を事務局予算として計上できるよう補正予算案にくみこむ。
- ③ 都市研究センター設置予算を明年度予算にくめる見通しがたてば、都市研究組織委員会を拡大するか、別途に都市研究センター設立準備委員会を発足させる。
- ④ この委員会は、設置される都市研究センターの細部について具体的計画を立案するとともに、第1期計画の専任研究員などの人選の原案を作成する。
- ⑤ 設立の見通しがない場合には48年度以降の処置を検討する。
処置の原案は次のとおりである。
 - ㊦ 48年度は46・47年度の研究成果を出版するととどめる。
 - ㊧ 47年度はセンター設置構想について検討する期間とし、その結果によって最終決定をする。
 - ㊨ 48年度以降も現行方式による研究体制をすすめる。

(第3次案を提出するにあたって、下記要望書を同時に提出した。)

1972年3月21日

総長 団 勝 磨 殿

都市研究組織委員会

委員長 中 野 尊 正

都市研究センター設置の要望

都市研究組織委員会においてかねて検討してきた都市研究センターが一日も早く発足できるよう格段の御配慮を要望します。

〔趣旨〕

1. 都市のかかえる複雑多様な諸問題の解明には、個別科学の立場のみならず、既存の学問分野をこえて新しい都市研究の方法を創造し、都市現象を真に科学的に研究することが強く要請される。このためには、既存の学部編成のワク内での研究の格段の飛躍を期待することはきわめて困難であり、かつ本学の現状からは独立の研究センターを設置し、学部での研究と協力して研究を発展させることが最善の策と考える。
2. 文部省科学研究補助金による都市研究を開始してからもすでに11年を経過している。この間、幾多の成果をえたとはいえ、研究テーマを集約し、研究成果を集大成する総合性にはかけるうらみのあったことは否定できない。このことを困難な学内問題の発生に帰することは不当であり、むしろ都市研究の総合性を阻害する研究体制・組織に不備があったといわざるをえない。この点を改善するためには、現行のままで研究者の一層の努力を要請するという方法もありうるが、学内研究者の絶対数、専門分野、教育、管理に使われる時間などを考えると、多くは期待できない。独立の専門的研究センターを設置し、研究専念の義務をもつ研究者による研究推進が必要である。
3. 都市研究の必要性は社会的要請としてもきわめて強い。したがって実務的に必要とする機関が設置すればよいという考え方もある。しかし現状は、社会的要請の強いテーマが大学などの研究者に委託研究として出され、これがかえって大学における基礎的な都市研究を阻害して来た点が多いことも否定できない。都市問題の専門家の養成にしても、既存の大学制度のなかで十分な成果をあげていない。基礎的学術的な研究の中心としての都市研究センターが大学の学部・大学院との協力によって、都市研究者の養成を実現しつつ発展することが必要である。この点で、行政機関が直面する行政目的の達成に直接的に必要とする調査機構としての「都市調査センター」と競合するものでなく、かえって手をつなぐことによって両者の機能が一層促進されると言えよう。
4. 本学はもともと「東京都における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を研究し、併せて都民の生活及び文化の向上発展に寄与するため」という目的をもって東京都により、世界最大かつ最も解決困難な問題をかかえた東京に設置された。

爾来、本学は大学としての研究教育の任務を遂行するとともに、都市研究においてその特色をはたすべきことが学の内外から期待されている。学内では何度も研究センター設置の声があがりながら、諸般の事情から実現にいたらず今日にいたっている。一方、大学の

社会的機能にもいちじるしい変革があらわれ、大学の改革それ自体が問題になっている。

こうした中で求める一つの道が、都市研究センターの早期実現であり、都市に関する研究の専門機関のセンターと、都市に関する教育を担当する学部との協力によって、科学的研究の飛躍的發展と、専門家の養成の充実をはかることができると確信している。

5. 都市研究センターは組織・研究・人事の固定化・停滞をさけるため、流動性と開放性を確保しやすい体制をとり、単に学内共同施設というにとどまらず、日本および世界の都市研究の中核として、世界的施設にふさわしい構成、機能及び施設をもつべきである。このため、資料部門の整備に格段の力をいれることが必要である。
6. 現行の体制のまま研究を進めてはという意見もあるが、下記の諸問題は累積する一方であり、その結果大学の破綻、研究の阻害に発展することをおそれるもの

である。設置の積極的理由にはならないが、48年度計画をたてるかどうかの方針決定に大いに関係があるので考慮されたい。

- a 既存の大学制度にない体制での研究のため、制度上の主体が不明確であり、委員会の性格、権限、責任も不明確である。このためしばしば事務処理上の支障が生じている。
- b 都市研究費が事業費であることの認識が研究者の側に不足していることもあり、予算の執行が円滑をかくうえ、事務経費は認められていないので、事務面からの支障を解消する必要が生じている。
- c 都市研究に必須の資料の管理体制、運営に問題が生じつつあり、一日も早く専用のスペースの確保、必要人員の確保が必要になっている。
- d 将来の都市研究の体制について大学としての方針を明示すべきであり、研究者、事務関係者の志気に影響が及ぶことをおそれるものである。以上

7. 47年度：東京都立大学都市研究センター設置計画書（案）

都市研究組織委員会 1972. 12. 19.

昭和47年12月19日

東京都立大学総長
団 勝 磨 殿

都市研究組織委員会
委員長 中野 尊 正

さきに提出した東京都立大学都市研究センター設置要綱（第3次案）によせられた、内外の数多くの意見、批判を参考として、委員会において討議をかさね、設置の方向で検討した結果、都市研究センター設置の必要性と可能性がありと理解されるので、大学としての設置希望の表明をされるよう強く要請する。

設立準備のための委員会等しかるべき機関での審議を希望する。

東京都立大学都市研究センター設
置計画書（案） 1972. 12. 19.

1. 都市研究の緊要性と都市開発の位置づけ

都市問題の解決をめぐる都市研究が重視されるようになったのは、大正年代であった。大正6年には内務省に都市研究会が設置されている。一方で大学に都市研究科の講座新設を要請する動きもみられた。同じ頃大阪で設立された関西建築協会（日本建築協会の前身）は、都

市問題を中心テーマとして取り上げるとともに都市改良運動を推進している。続いて大正11年には東京市政調査会が設立され、同14年には大阪都市協会が設立されている。ともに都市研究を強力に進めてきた。

このように、東京と大阪で相呼応して都市研究機関が誕生した頃は、経済の飛躍的な発展に伴って、都市の発展が大都市地域形成という新しい発展段階に移行しつつある時期であった。それは同時に新しい都市社会の形成期でもあった。それだけに相次いで発生してくる都市問題の解決には、科学的な調査研究が要請されていたのであろう。

改めて都市問題に多くの関心が寄せられ、都市研究の必要性が叫ばれている現在もまた、都市が新しい発展段階に進みつつある時期である。技術革新の推移に伴って経済は高度の成長を遂げ、それにつれて就業構造の近代化が進み、社会階級的構成が再編成されるとともに、一方で家族制度が崩壊してゆくにつれて社会生活の構成も大きく変容しつつある。そして産業開発に先導された都市開発が多くの欠陥をもたらし、公害問題、環境問題が深刻さを増すにつれて、人間性の回復が課題となり、都市政策も経済開発から社会開発へと大きな転換が要請されるようになってきた。

こうした事情を背景として、都市問題はいよいよ複雑さを増し、その解決のためには一段と総合的な対策が必要となり、その推進をめぐる都市研究の重要性が認識され、研究需要が増大してきたのである。

この間、都市研究はどのように展開してきたであろうか。大正年代に始まる都市研究も戦争によって中断されるとともに、その研究組織は発展するどころか、逆に衰退ないし廃止の方向をたどってきた。大学に対する都市研究科設置の要望もみなされなかった。僅かに大阪商科大学に開設されていた市政科もすでに廃止され、東京大学内にあった都市学会もまた解散している。

戦後、新制大学の整備が急がれ、その数は急激に増大したが、学部学科の構成内容は旧制大学に準ずるものであった。新しく都市研究科の類を取り入れる動きも少なかった。大学における都市研究の体制は極めて貧弱であるといわざるを得ない。

一方、行政庁自体も、積極的に都市研究機関を設立し、その発展を図るところまでには至っていない。ここでも都市研究の組織は弱体である。

これに対して、都市問題は次第に複雑さを増してきた。都市行政の近代化の要請が高まる一方で、地域経済問題が抬頭し、経済開発をめぐる都市建設が進むにつれて公害問題が広域化するとともに深刻さを加え改めて人間環境の問題を追求することが要請されるようになってきた。これらの課題を中心として、その調査研究の多くが大学の研究者に委託されるようになった。研究者は準備不足のまま研究受託を進めてきた。

大学に都市を直接の研究対象とする研究組織があったというのではない。都市関係の講座がいくつかあったに過ぎない。その関係者が集まって、実務的な側面の強い研究課題に取り組んだのである。それらの各講座での研究は、それぞれ母体を異にする基礎科学の方法論によって個別に進められてきたものである。この方法論を異にする研究者が集まって、相互に言葉の定義の違いから検討してゆかなければならないのが実態であった。当然に多くの矛盾をはらむものであった。こうした委託研究が増大してゆくにつれて、いくつかの破たんが現われ、それが大学紛争の一つの焦点ともなるに至った。

ここで注目しなければならないことは、社会的要請の強い実務的な側面からの研究と、大学にある都市関係講座における研究とが、直接的に結びつくのではなく、その間に別の領域の研究が必要であるということである。大学において個別に研究が進められてきた研究であるそれらを体系化し、総合化した複合的科学とでもいうべき性格の都市研究が必要となってきたのである。都市問題の解決を求め実務的な面からの研究は、この複合科学としての都市研究を基礎とすることによって始めて、その具体的な検討を進めることが可能となるものである。

つまり、大学における都市関係講座をさらに充実させるとともに、それらの研究を基盤とする複合的科学としての研究領域にある都市研究を開発し、発展させてゆくことによって、実務的な側面からの要請課題の研究対

して基礎的な素材を提供することができるようになるものと考えられるのである。都市問題解決のための研究に対する社会的要請はますます高まってゆく。この要請に応える研究は、このような三つの領域における研究の相互交流によって、始めてその成果を期待し得るのだとすれば、それぞれの領域の研究を拡充してゆかなければならない。その中で最も遅れているのが中間領域にある複合的科学としての都市研究である。

そこで当面急がなければならないのは、この複合的科学としての都市研究であるが、それはどのような機関において担当すべきものであろうか。大学か、それとも行政庁か、あるいはその中間体か。それがはっきりしないところに、この種の研究のおくれの要因があるともいえる。大学における各講座の研究との関連が深いとすれば、大学付置研究所が適当であらうし、実務的側面とのつながりが強いとすれば、行政庁の付属研究所が考えられるであろう。現実には、この両面からの要求があると考えられるが、基礎的な研究の欠陥が指摘されている現状からすれば、行政庁の調査機関の充実とともに、大学付置研究所における基礎研究を急がなければならないであろう。

欧米に例をとれば、多くの大学が都市関係の講座を充実させるだけでなく、都市関係の学科や学部を設置して、基礎部門を拡充させるとともに、さらに都市関係の研究所において、活発な研究活動を展開させている。研究所についてみれば、ハーバートMIT共同都市研究所をはじめとして、ミンガン大学都市研究センター、ニュージャージー州立大学都市研究所、コロンビア大学環境研究所、コロラド大学行動科学研究所、オーストリア大学都市研究所、バーミンガム大学地方行政研究所などその事例は極めて多い。一方で行政庁による研究所や民間基金による都市研究所を中心とする研究活動も活発に行なわれている。

さらに見逃せないことは、これらの研究所がいずれも相互に連携しながら、資料の交換はもとより、オンラインシステムによる自動情報交換研究者の交流をも深めて国際交流の場を育てながら、共同による都市研究の成果をあげ、そこに新しい学問形成の場をつくらうとしていることである。また学界レベルでの都市研究の共同化が実施にうつされている。

こうした世界の動きをみると、わが国の都市研究のおくれのひどさに驚かざるを得ない。ところが、アメリカなどにおける都市研究がさかんになったのは1910年代以降であったことを考えれば、大正年代における都市研究活動は、時期的にみてもおくれたものとはいえないであろう。問題は、それ以降の研究活動の中絶にある。中でも大学における都市関係講座の発展のおくれこそ、最も重視しなければならない点であろう。

こうした現状を打開するためには、①大学における都市関係講座の拡充，学科ないし学部への発展を着実に進めるとともに、②新しい研究方法と研究領域を開発してゆくための専門の都市研究機関の設立が必要である。

あらたに設置する都市研究機関には次の諸点が要請される。

- ① 変動する都市問題に対応できる組織。
- ② 学際領域としての都市科学の方法論の確立。
- ③ 組織・研究・人事の固定化，停滞をさけ，流動性と開放性を確保しやすい体制。このため広く人材を求められる弾力的な制度の確立が必要である。
- ④ 既存の資料を活用し，公開するための資料部門の整備。
- ⑤ 広く研究者，利用者の利用を可能にするための施設と機能の確保。
- ⑥ 都市研究者の絶対数の増大。
- ⑦ 必要な研究施設の整備。
- ⑧ 研究成果の公開。

2. 都市研究センター（仮称）の目的・性格・構成

上述した都市研究の緊要性にかんがみ，都市研究を格段に推進するため，東京都立大学都市研究センターを設置する。

2-1 目的

都市研究センターは，東京都における都市研究の中心として，過去，現在，未来の都市問題について，長期的展望をもった基礎研究を推進し，都市問題の根底にある原因について原理的，相互関連的研究をおこなう。

また，都市情報の体系的整理と活用をはかり，あわせて都市問題専門家の養成と研修をおこない，住民の生活，福祉の向上に貢献する。

2-2 性格と特色

- ① 都市研究センターは東京都立大学付置の学術研究機関。
- ② 都市研究センターの計画する都市研究の推進機関。
- ③ 都市情報の体系的整理と提供を行なう都市研究資料センターの性格をもつ。
- ④ 都市研究者の日本的・世界的交流センターとしての機能をもつ。
- ⑤ 行政機関に対し，長期的あるいは基本的原理的展望と示唆を与えうる可能性をもつ。ひいては，都市住民の生活，福祉の向上に貢献しうる。

2-3 組織と構成（機構図参照）

センターには研究部門，資料部門，事務部門をおく。

- (1) 研究部門 センターの計画する都市研究をおこな

う。プロジェクト研究と個人申請研究をおこなうが，専任研究員，兼任研究員，特別研究員をもって編成する若干の研究グループと兼任研究員，特別研究員のおこなう数件の個人研究にわかれる。

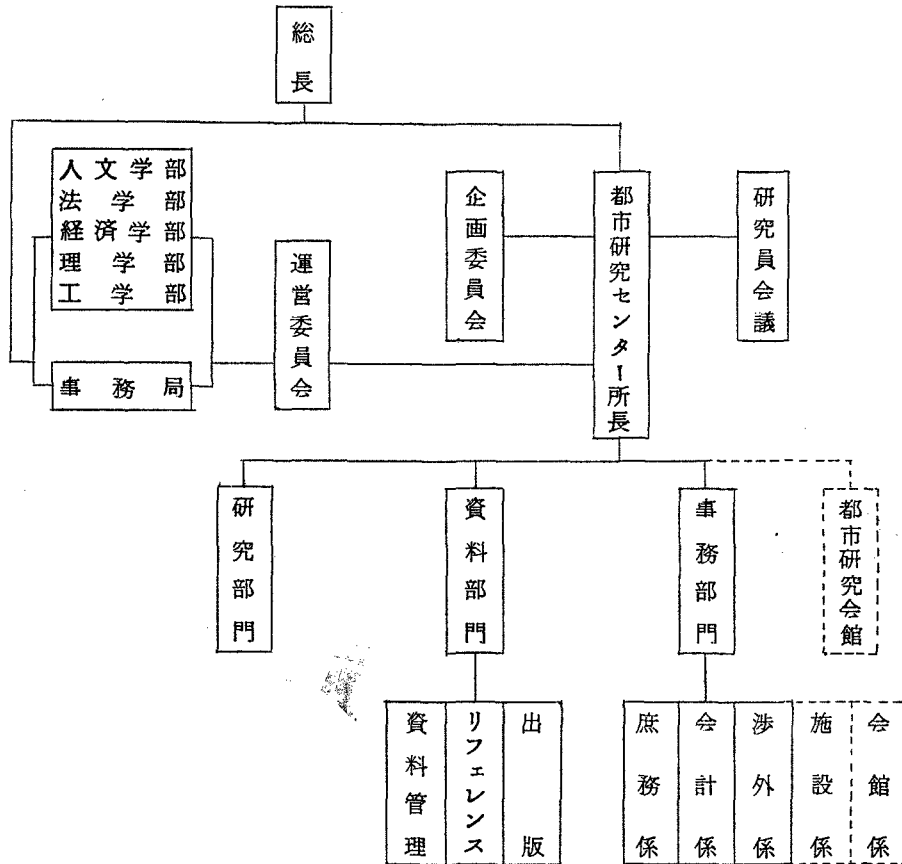
研究協力補助者，研究施設職員，資料部門職員が研究に協力する。

- (2) 資料部門 資料部門はこのセンターの中心的機能をなすものであり，図書・資料の蒐集，整理にとどまらず，都市研究に必要な情報センターとしての機能をもつ。また，調査・研究の成果を出版する。
- (3) 事務部門 一般事務のほか，研究活動を円滑ならしめるため，また，共同利用施設としての機能に関連する渉外・広報，都市研究会館（仮称）の管理運営にあたる。
- (4) 研究施設 本センターの研究施設としては，共同利用研究施設設備の整備に重点をおく。簡単な計算のための電子計算機，作図，写真処理，複写などを専門職員が担当する。
- (5) 教育・研修 専任研究員のうち，各研究科の要請に応じてそれぞれに併任し，専門的教育・研修を担当することができる。

2-4 センターの構成員と任務

センターは次の者をもって構成する。

- (1) 所長 センターの代表者としてセンターの業務を総括するとともに，大学評議会に出席して，センターにかかわる事項について説明意見をのべる。研究分担の責任はない。
総長にかわってセンターにかかわる事項について説明意見をのべることができる。
内外の研究者の中から適任者を大学が選考する。任期3年，専任。
- (2) 専任研究員 本学の教授，助教授，講師，助手のほか，学外からも適任者を選考する。各年度の研究計画の策定，実施，成果のとりまとめにあたりるとともに，資料部門にかかわる業務の一部を分担する。任期は3年とするが短縮，延長は認められる。
各期 3年の第1期10名，第2・3第期各15名，第4期20名とする。
- (3) 兼任研究員 本学の教職員のほか，学外研究者でセンターの公募する研究テーマにアプライした者の中から選考される。研究期間中センターに兼任し，センターにおいては研究に専念する。
第1期には約20名，第2・3期には約30名，第4期には40名程度を予定する。
- (4) 特別研究員 センターの依頼する研究テーマについて研究する。第2期以降毎年10名を国内，国外の研究者から選考する。期間は1年以内とする。
- (5) 研究補助職員 専任研究員の補助者。第1期5名，



第2・3期7名，第4期10名。一般行政職。

- (6) 研究施設職員 計算，作図，作表，複写，写真複製など研究作業を担当する。第1期5名，第2期以降10名，一般行政職。
- (7) 資料部門職員 専任研究員の併任する資料部長の下にあって，リファレンス，整理，出版の業務を分担する。第1期には，整理3名，リファレンス，出版各2名，計7名，第2期以降整理5名，リファレンス5名，出版3名，計13名。一般行政職。
- (8) 事務職員 長以下10名，庶務，会計，渉外を分担。第2期以降は施設，会館の業務分担者 計8名増員。

2-5 センターの管理機関

センターに下記の管理機関をおく。

運営委員会——総長，各学部長，所長，事務局長をもって構成し，センターの計画，予算，人事などの内定機関。

企画委員会——所長，学部代表5名をもって構成し，数年にまたがるプロジェクト研究，単年度の次期研究の計画と編成をおこなう。

専任研究員若干名を加えることができる。

所長——執行機関，上記委員会に出席。

研究員会議——所長と専任研究員からなり，運営委員会の諮問機関であり，またセンターの実施すべき業務の決定機関。

2-6 センターの施設

第1期3年計画の間，適当な施設を借用し，第2年目，第3年目にしかるべき施設を建設する。研究者の長期滞在に供する施設を含む。

3. センターの計画と運営

3-1 研究計画と運営の原則

- ① 東京に限らず，日本および世界の都市について，歴史的・地域的研究とともに，社会科学的視点に立った総合的基礎理論の研究を目指す。
- ② あたらしい総合的な方法の開発，実証，理論の確立をおこなう。
- ③ 分野をことにする専門家の共同による研究グループによって主要な研究を実施する。個人研究者が実

施することもある。

- ④ 研究計画はセンターの機関としての企画委員会が立案、公募する研究テーマのほか、研究者の自由的申請による研究テーマのうち適切なものをもって編成する。
- ⑤ 企画委員会の作成した計画・予算は運営委員会において内定される。
- ⑥ 人員、施設、資料部門の整備は、3年単位の計画でおこなう。研究プロジェクトは、その計画内容によって期間がことなる。
- ⑦ 単年度の実行計画や実施はセンターの職員が責任をもって運営する。このため、業務連絡のための連絡会をおくことができる。

3-2 資料部門の整備方針

- ① 都市研究のセンターとして必要な基本図書、資料は年次計画によって整備する。
- ② 所有資料以外の外部資料についても、その所在を明らかにできる体制とする。
- ③ 資料請求利用の自動化方式を確立する。
- ④ 資料目録を公開する。
- ⑤ 組織的に基本資料の出版をおこなう。

3-3 研究分野と研究グループ及び研究テーマ

- ① 都市の社会問題、環境問題に関連する研究をことなった研究分野の専門家の共同によって実施するため、研究グループが編成される。その編成で数年間共同研究をおこなうことが原則であるから、ある期間関係の研究分野のうち、ある分野の研究者が専任研究員に含まれないこともありうる。
- ② 研究グループとしては、都市理論、社会問題、環境問題、都市政策、土地問題などを考えるが、健康問題は他の機関がおこなうので含めない。
- ③ 当初10年間は「都市構造と機能」を共通テーマとし、それにふさわしい研究グループが編成される。
- ④ 検討中の研究テーマとその概要は下記のとおりである。

1) 都市研究の課題と方法

都市研究は都市の現実に出発し、都市問題への対策という方向と、理想都市のイメージを求める方向に向う。このような都市研究を有効なものとするためには、都市の

(A) フィジカルなシステムにおける基本的な諸要因の総合的、原理的な体系化のための新しいメソッドを探求し、望ましいシステムのあり方を構想することが必要である。たとえば、都市景観、図形的性質、個性の研究の成果を総合的価値システムにくみこむ方法を開発する。

(B) ソシアルなシステムについても同様に総合的、原理的な体系化が必要であり、たとえば、

都市住民の生活ニード・行動のシステム、諸集団、組織地域における組織原理について、望ましい規範・制度・価値のシステムを探求する方法を開発する。

(C) フィジカルおよびシステムの適合的対応関係についての新して研究方法を開発する。

2) 比較都市的研究

都市形成の歴史的展望をふまえて、現代日本における都市化と都市問題の特質を分析し、それに含まれる社会的諸矛盾を解決するいとぐちをさぐる。都市構造と都市問題、それに都市政策を加えた三者の内在的、有機的関連とその歴史的展開の過程を総体としてとらえる。

3) 都市的土地利用に関する土地条件と社会需要の関連

都市における人文活動の機構を土地に関して理論づける分野として、都市的土地利用の研究が必要である。この研究では、①その地点のもつ個有の土地条件に対する各種人文活動の適合性、②その活動の全体機構である都市全体や国家における諸活動の需要量とその空間配分の両観点と同時に考慮すべきである。

4) 外部経済からみた都市環境の理論

地盤沈下を例にとり、地下水利用の不経済性、土地荒廃のメカニズム、公共投資、公共施設被害、一般被害、利用者支出、時間的経過の間に見られる諸関係を数量的に把握し、社会科学的にみた地盤沈下速度を求め、さらにその他の事例と合せて都市環境の理論を確立し、関係法令の改訂、立案に資する。

5) 都市物質循環論

都市に存在する物質をすべて化学的に記述し、それらの都市内の活動の実態を解明する。その結果から、都市全体の物質収支を推定する。

6) 都市法制度の総合的研究

西欧パターンとの比較研究を通じて、都市構造と都市計画という基本課題の一分野を分担し、わが国の都市問題の論理と構造を解析する。

7) 都市社会の構造的変化と施設ニード

都市社会のきわめてはげしい構造変化は住民の施設ニードを根幹的に変化させている。その実態を質的・量的に把握、分析しさらに施設に関する諸制度の変更の必然性を解明する。

8) 都市概念の総合

都市の諸形態とそれに託した人類のイメージを集成整理し、次の研究展開のステップをきづくものである。また、それだけではなく実現すべき都市の理想像ないし政策目標の体系的提示に、また

関連の作業を加えて、現実的な都市政策を選択するための基準を提示しうるものである。

3-4 年次計画と研究員の編成

- ① 3-3に示すテーマのうち、2), 3), 5), 6), 7)を第1期研究計画としてとりあげたい。(2~5年)
- ② これらに関する研究分野は次のとおりであり、これらの分野から専任及び兼任研究員が編成されることになる。

(テーマ) (期間) (人員)

- 2) 都市史, 行政学, 建築史 2年 6名
 - 3) 経済, 都市地理, 生態学, 都市計画 3年 6名
 - 5) 化学, 経済, 生態学, 都市工学 5年 10名
 - 6) 行政, 法律 2年 6名
 - 7) 都市計画, 社会学, 心理学 3年 8名
- ③ 上記研究計画後の研究計画は48年度中に企画委員会によって立案される。
- ④ 施設, 資料部門などと合せて年次計画(案)を示すと次のとおりである。

区分	研究部門				資料部門			事務部門		特別研究員
	専任	兼任	補助	研究施設	R	図書	出版	事務	会館	
第1期	10人以内	20人	5人	3人	2人	3人	2人	10人	0人	0人
第2期	15	30	7	5	5	5	3	13	5	10
第3期	15	30	7	5	5	5	3	13	5	10
第4期	20	40	10	7	7	6	4	15	7	15

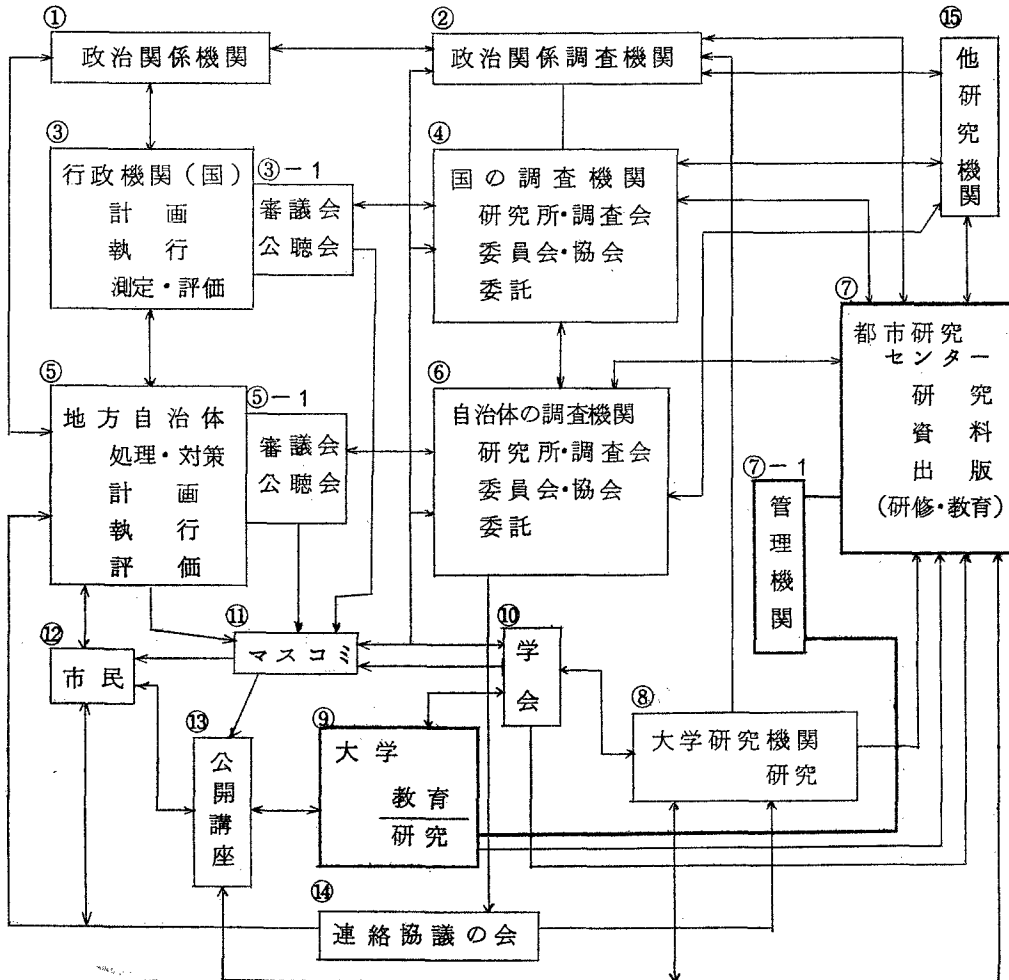
R:リファレンス

4. 付属資料

4-1 補足説明の資料

4-1-1 “都市”に係わる諸機関等の相互関連

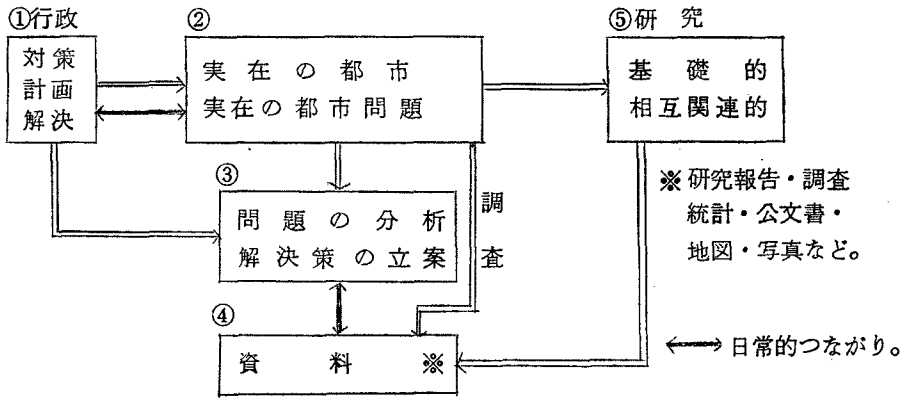
都市研究の位置づけを理解するため、“都市”に係わる諸機関等の相互関連を図示する。農村もまた都市と係わるが、地域的関連として4-1-3に述べる。



- (1) ④⑥が組織的にも予算的にも未整備であり、しばしば委託で片付けられている。
- (2) ⑦⑧⑨は、都市研究に関して整備が不充分である。(太線でかこい、また結んであるのは本学の場合)
現実的な都市問題の対策・解決には④⑥の整備が要請される。
将来の都市問題を予見し、未然に防止し、都市を人間の生産・生活の場とするためには、⑦⑧⑨が必要。

- ⑦は都市、⑧は社会科学研究所、環境科学研究所など、⑨は大学における都市関係の講座を中心とする研究活動をさす。
- (3) ⑥が整備されれば、⑦の資料は併設が可能であり、相互に研究調査の上で便宜がえられよう。
- (4) 都市研究センターの成果は、②④⑥⑧⑨①③⑤で利用されることはありうるが、利用するかどうかは⑦の任務ではなく、②～⑤の意志による。
- (5) ⑦の研修・教育は、学部兼任のうえ当面大学院生に限定している。

4-1-2 都市研究の課題と任務



- (1) 行政は②に出発し、日常的な処理のほか、③をへて①、さらに②へ反映する。②、③、①の循環のなかで行動する。その結果として、④が集積される。④は⑤の素材にもなるし、⑤の成果をも集積していくが、②は⑤にとっても研究対象となる。⑤は②に対して直接影響を与えることはない、権限もない。研究者が③や①に関与するのは研究者個人の問題である。
- (2) 研究が指向すべきは、より長期の展望をもった基礎的研究であり、都市問題の根底にある原因の基礎的的原理的相互関連的研究である。②、③、①のサイクルのなかでおこなわれる調査研究にも同様のものが含まれるが、きわめて緊急性対策効果を要請される点で⑤とことなる。⑤は④の集積に必ずしも義務はない。②、③、①の行政側の問題である。

因相互の関連に注目することが要請される。この点に関連して、都市研究の方法論の確立、そのための異なる専門分野の研究者の根づよい共同が要請される。

地域的にも、都市・農村の相互干渉、都市相互の関連、国際的な影響などが注目されるべきである。この点に関連して世界諸都市の比較研究が必要であるし、国際的交流、接触が望まれる。比較研究は歴史をさかのぼってもおこなわれるべきである。

現在および将来の都市問題は環境問題と社会問題に集約される。両者ともに当面の解決課題であるとともに、問題の解決に時間を要する点では、根底にある問題点、変動の過程であらたに生起する問題点について基礎的、根源的、原理的、相互関連的研究が要請される。この点に関連して、都市住民、都市社会、都市経済、都市環境、都市施設、都市管理に関する研究は当面の研究分野として欠くことができない。

環境問題、社会問題の一つに、都市住民の健康問題がある。当面の対策問題を含めたこの分野の研究は都市研究に欠くことはできないが、その研究・対策には巨大な組織と施設を必要とするし、かつ行政

4-1-3 都市研究の対象と研究分野

都市研究は出発点において、実在の都市・都市問題を対象とする。構造と機能をもつこの対象は、都市構造の諸要因の複雑多様な連鎖のなかで、時系列的空間的変動をつづけている。したがって、都市の構造と機能を動的に追求し、変動の根底にある要

的緊急度も高いので、独立の機関で研究するのが妥当であろう。しかしながら、同時に都市社会や都市環境・都市施設・都市管理の研究のある部分が、この分野との共同が必要なこともたしかである。

4-1-4 都市研究センターの性格

東京都の設置する都立大学の都市研究センターに求められる性格は、1つには設置者の意向と理解、1つには条令、諸規程に示された都立大学の目的、さらには大学に求められる新しい未来像によって規定される。前2者は公立大学論、後者は大学論であるが、相互に深いかかわりをもつ。また大学の問題は、大学内部の問題にとどまらず、大学と社会の問題を包含している。如何なる大学論であっても大学の機能が研究と教育にあることはたしかであり、研究と教育の機能の充実発展は否定できない。

- ① 行政当局が必要とする都市関係の情報は、調査機構の整備拡充によって充足できるはずであり、都市研究はそれらの根源にある基礎的相互関連の事象について、継続的にかつ長期的展望をもって実施されるべきものである。
- ② 都市が人類の生存にかかわる問題をかかえており、各国ともその根本的解決をせまられている時、大学教育において都市を避けてとおることはできない。都市はきわめて重要なカリキュラムとして、持続的かつ精力的に研究教育されねばならない。

しかしながら、大学として取上げるべき教育のテーマは数多く、かつ都市の研究教育にしても、他の基礎教育を抜きにしては出来ない。

- ③ 都市研究は大学学部において教育と直結しておこなわれることがきわめて大切であり、かつ都市研究の緊要性にかんがみ、都市研究を格段に発展させるため、専門の機能をもった都市研究のセンターが要請される。かくして、都市の諸問題に深い関心と理解をもった教育と研究の機関としての大学が期待できる。
- ④ なお、世界の大都市として、かつ多くの都市問題をかかえた東京都が人類生存の基礎的研究としての都市研究のセンターを、その設置する都立大学に付置することは、ひいては、都市調査機関の整備・拡充・都市問題の解決への道を見出す一つの方策とならう。
- ⑤ 以下もとめられる性格を列記する。
 - 1) 学術研究の機関であること。
 - 2) 行政機関の研究所（調査機構）でないこと。
 - 3) 行政機関に対し、長期的あるいは基本的原理的展望と示唆をあたえうる可能性をもつこと。
 - 4) 社会科学的視点に立つ総合的研究であること。

と。

- 5) 都市に内包される流動的な問題に対応できる組織であること。
- 6) 都市研究成果が大学における教育に反映しうること。
- 7) 都市研究は実在の都市、都市問題を対象としておこなうので、行政機関の関係資料の活用が可能であること。

4-1-5 都市研究センターの組織

都市研究センターの一つの機能は都市に関する基礎研究の遂行であり、その普遍性一般性を確保するために、研究調査の自主性、主体性が保証されねばならない。この点からも、都市研究センターは行政とは直結せず、大学の付置機関とすることが望ましい。

大学の学部・大学院では研究と教育が大学にふさわしい体制で行なわれねばならないし、そのための整備・拡充が必要である。ここでも都市を優先して取扱うことが可能であるが、大学としての基本体系の整備を恒常的に行なうなかで、都市関係を優先することは実際問題として不都合が多い。そこで、大学の学部・大学院とは別に研究専念のセンターに定員を確保し、流動性を確保し易い体制をとるのがよい。流動性が現実のものとなるためには、次の条件が必要である。

- 1) センターに定員の枠を確保すること。当初10名を考えている。
- 2) 学部講座に都市研究関係の講座と研究者を保有すること。
- 3) 学部における都市関係の教育の必要性が認識されること。
- 4) 学部・センター間の人事交流を円滑におこなうため学部・大学院・センターの関係事項を協議できる機関が必要であろう。
- 5) 研究計画がセンターにおいて企画され、公開されるとともに、学部研究者の自主的研究申請の道が確保されること。

上記、4)、5)のため企画委員会を設置する。企画委員会は次の任務を遂行する。

- a) 都市研究センターの研究計画・業務計画の策定。
- b) 研究者の自主的申請研究の審査・公表。

都市研究センターの長は学の内外からの適任者の中から、大学評議会ないし協議会が選び、センターの研究・業務の執行の責任者として活動する。

専任研究者は研究専念、兼任研究者に兼任期間、都市研究センターの研究に専念し易い体制を考える。学外研究者は当初は直接、専任・兼任研究者た

りえない。非常勤研究員の制度が必要であろう。しかし、専任研究者のセンターへの転出後、学部への新採用は可能である。学部には非常勤講師の枠を増大させることが必要である。

資料部門は都市研究センターの恒常的な都市研究のための基礎調査機関としての機能と出版を担当する。

大学付属図書館の機能を補充強化するものとして、「都市専門図書館」の機能を果しうものとするべきである。しかしこのためには、大学の図書館の充実・拡充がきわめて重要な先決事項になるであろう。また、都の行政資料専門の図書館の充実と相互利用の問題を検討すべきであろう。

リフェレンサーは、制度上検討を要する点が多いとはいえ、センターにとって不可欠の構成員であり、研究者に準ずる活動を行なうので、その採用に当っては現行の公務員(上級)採用制度を基本とし、かつ都の調査研究機関、大学の図書館との人事交流が可能であることが望ましい。図書資料の管理・出版部門は一般職・図書司書職で編成する。

4-1-6 研究員の流動性と開放性

研究者が固定的閉鎖的集団を形成することは、しばしば批判されている。しかし相当期間研究に専念できることは確保されねばならないし、同一チームによる共同研究には時に10年近い期間が必要である。また、一方では半年ないし1年程度まとまった研究期間があればという希望もある。こうしたさまざまな希望や実態にこたえるためには、研究員の流動性と開放性の確保が必要である。

一方、研究テーマの都市問題が流動的であるから、たえずその流動性を反映した研究希望があらわれることもたしかである。

こうした事情を考えると、中心となって研究開発をすすめる専任研究員、その協力者共同研究者としての数年にわたる兼任研究員、短期間の兼任研究員、流動研究員制度やフェロシップ制度などを利用した外部の特別研究員などの制度の確保が必要であろう。また、専任研究員も逐次更新(3~5年程度)できるよう努力することが必要であろう。

このため、前提として次の諸点が必要になる。

- ① センターに定員のワク(毎年充足されているとは限らない)が必要。
- ② 学部における都市研究関係の講座が開講されていること。
- ③ 学部における受持ち講義を後半、次の年度の前半年を免除し、1年間センターにおける研究に従事できるなどの運用に留意すること。
- ④ 行政機関や他研究機関からの専任研究員の招へ

いと任期後の身分保証がえられること。

- ⑤ センターに非常勤研究員の制度、学部には非常勤講師のワクの増大。
- ⑥ 大学院生を中心としたフェロシップ制度の確立。

4-1-7 計画立案の経過と都立大学の都市研究

本学における都市研究センター構想の具体的動きは、昭和43年に総長の発意に基づき都市研究委員会が設けられたときに始まり、現在の都市研究組織委員会が都市研究センター設置要綱(第3次案)をまとめ、数次にわたり評議会で議論された。昭和47年6月13日第403回評議会で、評議会は本学の都市研究をより充実させ、センターの設置を望むが、全学的な規模でサポートできる具体的計画案を作成するよう都市研究組織委員会に命じた。昭和47年7月18日第404回評議会で都市研究センター設置要綱(第3次案)を審議した結果、都市研究センター案を具体化するために、とりあえず都市研究組織委員会が知事ないし関係都当局と交流し、可能な計画を立案することに決定した。

本学における都市研究のあゆみは次のとおりである。

- 昭和36年度から昭和38年度
東京都立大学都市研究会が文部省科学研究費(機関研究)「日本における都市計画と土地問題」を研究した。本学におけるプロジェクト都市研究の始まりである。
- 昭和39年度から昭和41年度
上記の研究成果を一層発展させるべく、上記研究会は文部省科学研究費(機関研究)「都市構造の地域的分析」を行なった。
- 昭和41年度から昭和42年度
都市研究会が昭和36年度からの研究成果をとりまとめ、「都市構造と都市計画」(東大出版会)を刊行した。
- 昭和43年度から昭和45年度
昭和43年度に東京都一般会計都市研究費による3カ年計画「都市地域における環境整備に関する総合的研究」がなされた。この研究を推進したのは、総長覚書(都市研究委員会の構成と任務について)によって都市研究委員会が当たった。この間、都市研究の成果として若干の研究報告が刊行された。
- 昭和46年度から昭和47年度
昭和45年に都市研究組織委員会が、総長提言(都市研究組織に関する提言)によっておかれた。この委員会の役割は、「都市の構造と機能」という研究の推進母体及び総合的共同研究体制を制度

的に確保すべく都市研究センターの構想案を樹立することである。この任務に従って、「都市研究センター設置要綱案」及び「都市研究センター設置計画案」を作成する。

4-2 都市研究センターの設置スケジュールと関連検討事項

4-2-1 昭和49年4月1日に第1期3年計画を発足させる。

第1期計画は、所長1名、専任研究員10名以内、兼任研究員約30名、研究補助者5名、研究施設職員5名、資料部門職員7名、事務職員10名をもって組織する。

4-2-2 第1期計画の初年度経費には次の各項を含む。

人件費（給与、賃金、報償費等）

事務費（施設借料、光熱水費等を含む）

施設調査設計費

研究費（旅費、備品費、消耗品費、役務費）

資料整備費（センターとしての計画的購入分）

出版費（200万円程度、48年度までの研究成果の集約出版）

研究施設整備費（研究室、資料室などの基本施設のため）

4-2-3 第1期計画のためおおそ次のスペースと維持経費の確保が必要である。

研究室	(10坪) × 10
共同研究室	(30坪) × 2
ゼミナール室	(10坪) × 2
資料室	(40坪) × 1
作業室	(60坪) × 1
計算室	(40坪) × 1

計	320坪
初年度経費	537,000千円
(主要経費内訳)	
調査費	2,000千円
設計委託費	18,000千円

用地買収費 400,000千円

工事費 117,000千円

4-2-4 移行措置

- ① 現在の都市研究組織委員会は、48年度研究を遂行、とりまとめる。また、48年度前半に都市研究センター設置計画案を作成する。
- ② 49年度を初年度とする2～5年程度の研究計画については、別途48年1月～3月から開始される都市研究企画委員会がとりまとめる。
- ③ 都市研究センター設置のための特別予算を49年度予算にくめる見通しがたてば、別途に都市研究センター設立準備委員会を発足させる。
- ④ この委員会は、設置される都市研究センターの細部について具体的計画を立案するとともに、第1期計画の専任研究員などの人選の原案を作成する。
- ⑤ 設立の見通しがたてない場合には49年度以降の処置を検討する。処置の原案は次のとおりである。
 - ㉠ 49年度は48年度の研究成果を出版するにとどめる。
 - ㉡ 48年度はセンター設置計画についての検討と研究課題の集約をする期間とし、その結果によって最終決定をする。
 - ㉢ 49年度以降も現行方式による研究体制をすすめる。

4-2-5 関連検討事項

- ① 学外研究者の招へいと交流の原則
- ② 学外利用者の受入れ原則と利用規程
- ③ 資料部門の諸施設整備の原則
- ④ 資料部門職員、研究施設職員、研究補助者の身分・人事制度
- ⑤ フェローシップ制度
- ⑥ 研究評価審査の原則の確立
- ⑦ 資料の計画的整備方針の確立
- ⑧ 出版局独立の可能性
- ⑨ 非常勤研究員、学部の非常勤講師の増員

8. 47年度：都市研究センター設置の基本構想

(第418回評議会決定、各学部へ審議依頼) 48.2.13.

評議会は昨年来、都市研究組織委員会から数次にわたり都市研究センター設置に関する諸報告を受けた。それらを検討した結果、評議会は、その示す構想をおおむね妥当なものとして認め、全学の支持と協力のもとに、都市研究センターを設置することは、本学の発展にきわめて有意義であると判断した。

次の付属資料は、上の諸報告の趣旨の要約である。

1. 本学における都市研究のあゆみ

東京都立大学における組織的都市研究は、昭和36年度、文部省科学研究費をうけ、「日本における都市計画と土地問題」の研究テーマに着手したことに始まる。昭和39年度には同じく文部省科学研究費により「都市構造の地域的分析」の研究を行なった。さらに昭和43年以降

現在に至るまで、本学に設けられた都市研究委員会およびこれをひきついだ都市研究組織委員会の活動のもとに、東京都一般会計都市研究費により「都市地域における環境整備に関する総合的研究」および「都市の構造と機能」の共同研究が実施され、逐次その研究成果を刊行して来た。それらは有意義であったが、なお限界があり、研究の共同性をさらに徹底して研究者が研究に専念する体制をとることが都市研究を科学的に結実させるために不可欠であることが認められるにいたった。

2. 設置の意義

都立大学における都市研究センター設置の意義は次の3点に要約される。

第1は、今世紀の緊急課題である都市問題の解決の基礎として不可欠の総合科学としての都市学の確立である。従来、個々の分野の科学の進歩のみでは、都市の有機的な全体の解明は不可能であり、「都市」それ自体を研究の対象とする独自の研究方法論をもつ都市学の確立を基礎として、はじめて都市問題の根本的解決が期待される。

第2は、「都市」自体を研究対象とするための学際的研究体制を制度的に確立し、ここに旧来の殻を破った新しい研究および教育の体制を建設する道を開くことである。

第3は、都市研究という本センターの特徴を生かした積極的な運営により、本学の地域社会への貢献を一層高めることが期待できる。

3. センターの機能の特徴

センターは研究部門、資料部門および事務局とから成り立つ。

それぞれの機能の特徴は次のとおりである。

(1) 研究部門

センターのおこなう研究の最大の特徴は、社会科学の視点に立ち「都市」そのものを研究対象とし、その研究のために、独自の研究方法を開発し、独自の理論を追求してゆくことにある。この点が個々の既存の分野の科学が都市を研究対象としてとりあげる場合と根本的に異なる点である。それは究極的には現実生起する都市の諸現象諸問題を理論的に解明するものであるが、そうであるだけに、それらについて全体的・総合的な視野をもつ新しい科学である。

上記のような科学を効果的に展開させるために個々の科学の都市研究から脱却した独自の研究を軸とし、その周辺に個々の科学からの都市研究を配置し、都市研究の効果的な発展を目標として次のような研究陣を整備する。

(a) 専任研究員……センターに在籍し、学部には所属

しない教員（教授・助教授）である。任期制の運用によりセンターの研究の核として、研究組織のオーガナイザーの役割を果す。専任の研究員は、学の内外から選考される。

(b) 兼任研究員……本学の各学部および事務局所属の教職員で、それぞれ在籍部局の許可を得てセンターの計画した個々のプロジェクトに年限を定め参加するものである。兼任の研究員の強化にはセンターと各部局の密接な協力が望まれる。

(c) 特別研究員……学外、国外からも広く参加して、センターのプロジェクトごとに参加する研究員である。本学以外の都職員、他大学教官、地方自治体職員、その他資格に特に制限はないが、勤務先の了解が必要である。

(d) 研究補助職員……一般行政職員をもってあて、研究事務の補佐をする。

(e) 研究施設職員……一般行政職員をもってあて、研究上の技術的作業を担当する。

(f) 研究部門・資料部門の充実運用に重要な役割をはたすものとしてフェロシップ制度による若手研究者の養成、その他の事項については、引きつづき検討する。

以上の研究陣を組織的に活用し、本センターの研究の根幹を維持するとともに、新しい研究課題に取りくむことのできるような柔軟な体制をつくる。

(2) 資料部門

都市研究に必要な資料の体系的整備とその有効利用に不可欠な資料部門とその職員構成を重視する。資料部門ではセンターのおこなう計画的都市研究に必要な基礎資料・都市研究一般に必要な研究資料が組織的に整備されるとともに研究者の要請にこたえて、資料の提供ができることを目標としている。

なお、上記の目標については、大学付属図書館ないし、都の現在及び将来の資料整備計画などとの調整について、配慮が必要である。

(3) 事務局

センターの庶務・会計・渉外・施設管理その他事務を行なう。

(4) センターの管理運営

センターの管理運営に関する基本的な事項を処理するため、次の3機関をおく。

(1) 研究計画の編成は、企画委員会がおこなう。

(2) 所長および専任研究員の人事は、研究会議（所長および専任研究員が構成する）がおこなう。

(3) 学内諸部局間に必要な調整には、運営委員会が果たる。

3機関に関するその他の点は、企画・運営両委員会の構成をふくめ、引きつづき検討する。

(5) 教育への参加協力

専任研究員は、本学の研究科の要請に応じ都市研究に関する教育を行なうことができる。なおそのほかセンターは、研究体制の充実にともない都市に関する教育に協力する。

(6) 規 模

施設としては、第1期において、約300坪のスペー

スを借りるとともに、その間に本建築の建設を企画する。

第1期計画（3年間）においては、専任研究員10名以内、兼任研究員20名のほか、一般行政職15名を以って運営にあたり、第4期において研究員規模を倍加するように順次増強する。

9. 48年度：都市研究センター設立準備に関する報告（49年度分）

都市研究センター設立準備委員会

昭和48年6月18日

総長 沼田稻次郎 殿

都市研究センター設立準備委員会

委員長 中野 尊 正

都市研究センター設立準備に

関する報告（49年度分）

都市研究センター設立準備委員会において、下記の昭和49年度計画骨子を結論としてえたので、都市研究センター設立準備委員会要領第二項にしたがって報告します。

記

1. 昭和49年度は、センター開設準備室として発足する。
2. 組織と職員配置は下記のとおりとする。
 準備室長——事務長——事務室（主査3、係員6）
 |
 — 研究企画室（教育職5、うち準備室長1を含む）
3. 学外施設を借用する。

所要規模は下記のとおりとする。

室 長 室 2 コマ

事 務 室 3 "

研 究 室 4 "

共同研究室 5 " 計14コマ

（1コマ4m×9m）

4. 49年度予算

概算2,000万円を確保したい。但し人件費は含まない。

費目内訳は次のとおり。

準備室関係費

研究調査費

研 究 費

5. 研究テーマは、下記のとおりとする。

「東京を中心とした大都市の特質の比較研究」

（プロジェクト A）

6. 要求は別枠でおこない、大学の講座増設計画等に影響のないよう配慮されたいとの強い希望があったことを申し添えます。

10. 48年度：都市研究センター設立準備委員会要領

（第441回評議会決定、49.3.12.）

1. 目 的

都立大学都市研究センター設立の諸準備を行なうため、都市研究センター設立準備委員会を設置する。

2. 任 務

委員会は、次の事項につき審議立案し、総長に報告する。

- (1) センターに関する組織・制度・施設
- (2) センターにおける研究
- (3) その他センターの設立について必要な事項

3. 構 成

委員会は、次の委員で構成する。

(1) 評議会代表 5 名

(2) 都市研究委員会代表 若干名

(3) 事務局次長

4. 任 期

委員の任期は1年とする。

5. 運 営

委員会の運営について必要な事項は、委員会で定める。

11. 49年度：東京都立大学都市研究委員会規程

昭和49年4月1日
東京都立大学規則第184号

東京都立大学都市研究委員会規程を次のように定める。

東京都立大学都市研究委員会規程

(目的)

第1条 東京都立大学における都市研究を推進し発展させるため、本学に東京都立大学都市研究委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行なう。

1. 都市研究に関する組織・制度についての調査
2. 都市研究費により行なう研究の計画および研究参加者の選定並びに研究の円滑な運営に必要な調整
3. その他都市研究の推進にあたり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、総長が任命する次の委員をもって構成する。

1. 各学部教授会から推薦された者 各1名
2. 委員会から推薦された者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2. 欠員補充の委員の任期は、前任者の残存期間とする

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、委員の互選により選出する。

2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(運営)

第6条 委員会の運営等については、委員会がこれを定める。

付則

1. この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
2. 第3条第2号の「委員会」は、第1回の推薦に限り「昭和48年度都市研究センター設立準備委員会」と読み替えるものとし、第2回以降の推薦については、「任期満了による改選時における改選前の委員会」とする。

12. 49年度：「都市研究センターの構想」について

都市研究センター設立準備委員会

昭和49年7月10日

総長 殿

都市研究センター設立準備委員会
委員長 吉沢 伝三郎

都市センターの構想について

都市研究委員会より提出の別添「都市研究センターの構想」について審議の結果、下記意見を付して報告する。

記

1. センターを設置し、これを運営してゆくには、多くの点で全学部の理解と協力が必要である。とくに以下の点については、各学部の積極的配慮が必要であると考える。
 - (1) センターの人事について、とくに設置当初の間、センターからの委託に対応すること。
 - (2) 専任研究員および調査員の流動を可能にする条件を作りだしてゆくこと。
 - (3) 学部との人事面、研究面等での交流関係の実をあげよう、運営委員会、企画委員会等を設置し、

機能させること。

2. 人事制度の細目については、更に仔細な検討を必要とする。
3. 専攻分野については、学部の将来計画との関係について協調がえられるよう考慮すること。

(別紙)

都市研究センターの構想

(昭和49年7月)

1. 都市研究と東京都立大学

東京都立大学は、その設置条例第1条に示されるとおり、東京都における学術研究の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を研究し、あわせて都民の生活及び文化の向上発展に寄与することを目的としている。

このため、本学は、都市問題に対し、それが、都民の問題であると同時に、全人類の問題でもあるという観点から、開学当初より、それに深い関心を寄せてきた。

ところが、現実の都市問題は、ますます深刻化しつつ

あり、それも、社会問題と環境問題が複雑にからみあって展開している。このような状況の中で、その設立目的にそうため、本学がなさねばならず、しかも、なし得ることは、都市問題を真に解明し得る基礎的理論の確立に取り組むことである。そのことによって都市研究者・都市問題専門家を育成し、都市関係の講義を充実させることができるし、また都市問題に深い理解をもつ市民を社会に送り出すことが可能になるものと考ええる。

このためには、大学としての基本的な教育・研究の体制を整備するとともに、都市研究を格段に発展させるための組織を強化することが必要である。

2. 本学における都市研究のあゆみ

本学では、都市関連講座が多く設置されており、これらの研究者が、それぞれの専門分野から都市の研究を進め、教育内容においてもユニークさを誇ってきたが、同時に、学部・学科をこえて、異なった専門分野の研究者が協力して、新しい都市理論の構築を目指す研究も進めてきた。その概要は次のとおりである。

昭和36～42年度

都市研究者有志のあつまりである都立大学都市研究会が、文部省科学研究費により「日本における都市計画と土地問題」（昭和36～38年度）、続いて「都市構造の地域的分析」（昭和39～41年度）の研究を行った。これらの研究成果をとりまとめて「都市構造と都市計画」（東大出版会）を昭和43年2月に刊行した。

昭和43～48年度

昭和43年度には、初めて本学予算に「都市研究費」が計上され、3カ年計画によって、全学部にまたがる研究者の共同のもとに「都市地域における環境整備に関する総合的研究」が実施され、続いて昭和46年度より第2期計画として「都市の構造と機能」の研究が進められている。これらの研究成果は、逐次研究報告として刊行されている。

3. 成果と反省

10年余の都市研究を通して、①都市研究の協力体制に対する認識が深まってきたこと、②他分野の都市研究の理論、方法論などに対する理解を急速にたかめることによって、新しい研究方法や理論の確立に対する手がかりが得られたこと、③若い研究者の中から都市研究を指向する者があらわれてきたことなど、好ましい状況が生まれつつある。

しかしながら、反面、講座の研究に従事し、教育を担当し、大学運営に全面的に参加しながら、そのうえに共同研究をすすめるという現在の体制には物理的に限界があり、研究の総合性と一貫性にややかける点があったことを認めざるを得ない。

今後、都市研究のテンポを早め、総合性を一層発展させていくためには、①都市研究に専念し得る研究組織の確立、②都市研究者が常時利用できる研究施設の確保、③都市関係図書・資料が常時利用できる施設の確保、④学内外の研究者が随時研究に参加、協力し易い研究体制の確保、⑤研究をささえる事務体制の整備等々の必要性が痛感される。

4. 都市研究センター設置の必要性

以上の成果と反省から、都市研究センター設置の要求が生まれてきたが、その必要性を要約すれば、次のとおりである。

都市問題を解明し、その基礎理論をかためていくためには、既存の学問分野からのアプローチでは足りず、都市そのものを研究対象とする新しい都市理論の確立をはかることが必要である。しかし、学内研究者が研究チームを組んで研究を進めるという体制では、研究者は、一般的な研究・教育に加えて、教室や大学の運営にも参加しなければならないことから、その負担が重くなり、研究チームの活動にも支障をきたすことになる。従って、都市研究の成果をあげるためには、ある期間研究に専念できる組織を確立する必要がある。

また、都市問題は極めて多面的であり、その本質を解明していくためには、多くの異なった分野の専門家が共同で研究に従事することが必要である。このためには、学内研究者の協力はもとより広く学外から研究者の参加を求めなければならない。さらに、都市問題の性質からみて行政職員が研究チームに加わることでできる途も開かれる必要がある。

こうした要求に応えるためには、大学の既存の組織とはなれて、新しい研究組織として都市研究センターの設置が計画された。

5. センターの特色

(1) 研究上の特色

都市問題を解明するためには、各方面で、従来から行なわれている共同研究のように、個々の学問が一つの平面に並んで共同するだけではなく、段階をおって、共同研究をすすめる、タテにつらぬく方法論の確立をはかることが必要になる。

このタテとヨコのおりなす理論構成を追求することが、センターの研究の目指すものである。

(2) 組織上の特色

センターの研究組織は、専門を異にする研究者をもって構成されることに第一の特色がある。同時に、研究組織がマンネリズムにおちいり易い弊害を除去し、たえず新しい知性を導入するとともに、組織の巨大化によるマヒを避けるために、学外研究者の受入れな

ど、人事の流動性と開放性を確保し得るような組織とすることが第二の特色である。

(3) 資料部門の機能

都市研究センター内外の研究者が利用し易いように、関係資料を整備するとともに、研究成果を公開し、その利用が容易になるように整備することを目標とするものである。

6. 研究テーマ

センターにおける研究は、5～10年程度にわたる共通課題の下に、サブ・テーマを編成し、逐次更新補充しつつ、あたらしい都市理論の確立をめざす。

各サブ・テーマは、研究グループの過去の研究実績を前提として設定されるが、ことなる専門分野の研究者との共同研究のために、あたらしい研究方法論を確立し、研究手法を改善開発して、実態調査、実証的研究をかさねて理論の確立というプロセスを考えている。

センターにおける研究の基本的立場は、市民の立場に立っての研究を目指すものである。

当面「東京を中心とする大都市の基礎的総合的研究」を共通課題とし、究極的には東京問題を根源的に支配する法則を解明することを目的とする。

7. センターの構想

(1) 組織

センターには、研究・資料の2部門を設置するとともに、センターの事務を処理するため、事務部門を置く。

A 研究部門

- (a) 研究部門には、共同研究に必要な専攻分野を置く。
- (b) 専攻分野の組織は、専任研究員(1)、調査員(1)、事務(1)とする。
- (c) 研究チーム編成のため必要となる兼任研究員、特別研究員を置く。

B 資料部門

資料部門は、調査、図書、出版等にかかわる業務を処理するための組織であるが、独立の機構としての発足は、第2期以降とする。

C 事務部門

センターの運営に必要な庶務、会計、渉外等の事務を処理しうる組織とする。

(2) 職員

- 専任研究員 センター専属の研究員で、教授または助教授をもってあてる。
- 兼任研究員 本学各学部所属の教員。
- 特別研究員 本学以外の研究者（非常勤、派遣、客員）

調査員 センター専属の研究補助者で、助手をもってあてる。

事務職員

(3) 機関

A 所長

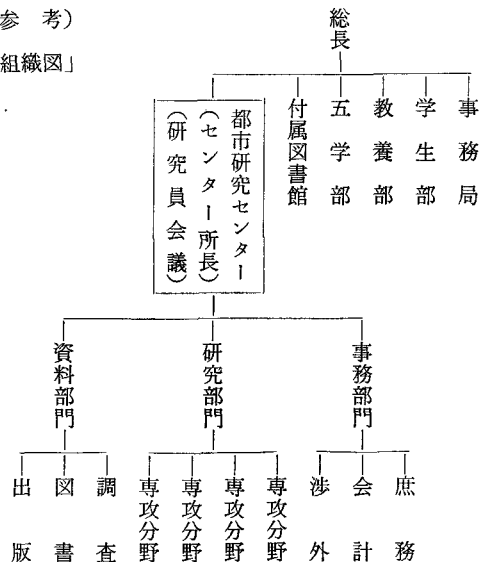
部局長とする。
評議員となる。

B 研究員会議

学部教授会に準ずるもので、専任研究員をもって組織する。センターにおける研究の計画、推進、管理を行う。

(参考)

「組織図」



(4) センターにおける研究の企画と実施

A 研究チームの編成

- (a) 研究員会議において研究計画を立案し、広く学内外からの研究参加を求めて、各学部の協力を得て、プロジェクトごとに研究チームを編成する。
- (b) 研究チームは、各年度ごとに、関連する専攻分野の専任研究員を中心として、兼任研究員、特別研究員および調査員を加えて構成する。

B 研究計画

「東京を中心とする大都市の基礎的総合的研究」を中心課題として、生活環境、社会動態、都市経済、都市政策の4つの側面から研究を進める。

C 専攻分野の配置

専攻分野の配置は、研究チームの編成に適合するように各年度ごとに検討する。

研究計画を推進するために必要と考えられる専攻分野は次のとおりである。

- 都市住民論 市政論 都市財政論
- 都市社会論 都市政策論 都市施設論

人間環境論	基礎理論	都市計画論
地域構造論	都市史論	交通論
都市住宅論	都市文化論	情報論
環境管理論	労働・福祉論	環境衛生論
都市制度論	都市経済論	都市景観論

(5) 50年度計画

A 専攻分野

専任研究員	10名
調査員	10 "
10分野 事務	(10) "
計	20+(10)名

B 研究プロジェクト

「東京を中心とする大都市の基礎的、総合的研究」のサブ・テーマとして下記を実施する。

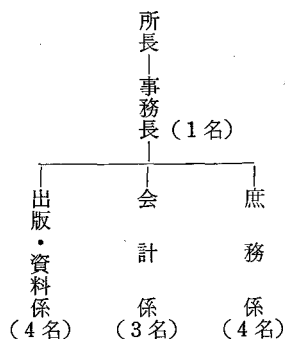
- (a) 東京の生活環境の地域構造と変動のメカニズム
(代表者 中野尊正) [地域構造]
 - (b) 災害時における道路交通の機能に関する研究
(代表者 井上広胤) [地域構造]
 - (c) 大都市における物質及び財貨の循環と配置についての比較研究
(代表者 半谷高久) [地域構造]
 - (d) 都市生活者を規定する心理学的要因の分析
(代表者 辻 正三) [都市住民]
 - (e) 都市住民の健康・体力に影響する社会的要因の分析
(代表者 中村 誠) [都市住民]
 - (f) 都市の社会構造との関連における住民意識の比較研究 (代表者 古屋野正伍) [社会体系]
 - (g) 都市における中・高校生の校外活動の実体と活動の特色の解明
(代表者 森 重敏) [社会体系]
 - (h) 都市における紛争とその法的解決——司法過程と都市における消費者問題——
(代表者 石村善助) [都市法制]
 - (i) 東京問題の論理と構造——自治体憲法学の側面から—— (代表者 針生誠吉) [都市法制]
 - (j) 東京問題の論理と構造解明のための基礎理論と研究手法の開発
(委員会→センター) [都市理論]
- なお、下記を研究にともなう事業として計画する。
- (k) 研究成果の出版
(委員会→センター)

- C 研究費
- D 出版費
- E 管理費
- F 施設借上料

[注] 規模 (1コマ=4m×8m)

所長室(会議室を含む)	3コマ
事務室	3 "
資料室	2 "
専任研究員個室(1コマ×10)	10 "
チーム研究室(3コマ×2)	6 "
資料作成室(3コマ×2)	6 "
計	30 "
30コマ×32m ² =960m ²	

G 事務組織



8. センターのはたす役割

都市問題発生メカニズムは、政治、経済、社会、行政、財政、技術、教育、心理などが複雑にからみ合ったものであるが、それを解明し、基礎的な理論を明らかにしていくことが都市研究センターにおける研究面の役割である。

従って、都市研究センターにおける研究は、行政機関、その他の調査・研究機関とは、その任務を異にするものである。しかし、都市理論の追究を通して、行政施策検討のための基礎的な資料や、行政需要予測のための素材などの提供が可能になってくるものと考えている。とくに行政機関の研究職や行政職の関係者が、直接都市研究センターにおける研究に参加することによって、相互の研究調査に関連性が生まれてくることであろう。また、多くの行政資料の分析を通して総合的な研究が積み重ねられていくであろうから、それらの研究を通して、資料が行政面へ活用される途も開かれてくるであろう。ともあれ、都市研究センターにおける研究と行政機関等における研究とが、相互に補充する役割をはたすことを期待するものである。

一方、センターにおける研究成果は、学部学生に対する授業に反映されるとともに、大学院学生の研究参加などを通して、新しい都市研究者の養成に大きな役割を果たすことができる。

さらに、資料部門の整備を通して、広く学内外の研究

者の都市研究の便宜をはかることによって都市研究の発展と理論の解明が一層進展し、都市問題に深い理解をもった研究者や専門家が増大することを期待するものである。

このようにして、センターは、研究教育の面の貢献はもとより、現実の都市問題解決のために基礎的役割をはたしつつ、ひいては、都民の生活及び福祉の向上、発展に寄与し得るものと確信するものである。

(注) この内容は、都市研究委員会で検討し、都市研

究センター設立準備委員会の審議を経て、昭和49年7月10日都市研究センター設立準備委員長から総長あて報告されたものである。

〔備考〕

別に、「都市研究センター設置について」(昭和49年7月、東京都立大学)という文書が作成されたが、その内容は、この構想と同一である。

13. 51年度：都市研究センター設置について

都市研究センター設立準備委員会

昭和51年10月5日

総長殿

都市研究センター設立準備委員会

委員長 戸塚七郎

都市研究センター設置について

本委員会は、都市研究センター設置に関する当面の処置について、都市研究委員会から、別添の報告をうけ、討議の結果、その報告を了としたので、しかるべき処置を希望します。

なお、この処置によって、さきに承認された都市研究センター構想の実現を目指すことには、いささかのかわりもないことを申し添えます。

1. 都市研究センター設置についての経過と要望

都市研究センターの設置については、かねて了承をえている線にそって、研究員の定員確保、事務組織の強化等の案で要求をかさねてきました。しかしながら、諸般の事情のため要求は実現しないまま今日にいたっております。しかし都市研究の重要性と緊要性は依然かわることはありません。ここに関係学部講座の協力のもとに行ってきた過去の経験と成果にかんがみ、現状において可能な設置案を提案いたします。

このセンターについては、なかんずく都市研究が学際的な側面をもつものであるだけに、共同研究としての責任体制を明確にすることおよびセンターにおける研究に主体的に取り組むる研究員をもつことの必要性が、ますます痛感されております。

これらの問題を解決するためには、センター研究員に対する学部における職務の軽減と欠員の利用について、全学的な協力を得て、次のような組織をもつことを要請いたします。

2. 組織の概要

〔1〕 「センター」の位置づけ

既存の部局のいずれにも属さず、総長に直属する組織とする。

〔2〕 「センター」の行う事業

- (1) 都市に関する調査研究
- (2) 都市研究に必要な資料の収集
- (3) 研究成果の出版
- (4) その他都市研究に関すること

〔3〕 機関

(1) 所長

(ア) 「センター」を代表し、「センター」の事業の執行にあたる。

(イ) 専任の所長は置かず、本学教員のうちから選任する。

選考は、学部から推薦された候補者各1名のうちより、評議会の議をへて総長が行う。

(ウ) 任期は2年

(2) 運営委員会

(ア) 所長の諮問機関として運営委員会を置く。

(イ) 委員会は、所長、学部代表(各1名)で構成する。

(ウ) 任期は2年

〔4〕 「センター」の研究員

(ア) 本学教員の中から所長の申し出に基き、総長が任命する。

(イ) 必要がある場合は、本学以外の都市研究に専門的知識を有する者を委嘱することがある。(非常勤)

〔5〕 事務室

「センター」に事務室を置く。ただし、当分の間、専属職員は配置せず、事務局調査課長及び調査課研究係職員を兼任発命のうえ、事務処理に当らせる。

3. 都市研究センターの仕組

○主任研究員（5名）

- (ア) 任務 研究チームの編成並びに研究の推進にあたる。
- (イ) 選考 教授、助教授または専任講師のうちから、所属学部教授会の了承のうえ運営委員会が選考する。
- (ウ) 任期 関係学部と都市研究センターが協議のうえ定める。

○専門研究員（5名）

- (ア) 任務 (a) 研究チームのメンバーとなり、研究員を補佐する。
- (b) 上記研究のほか、出版、資料整理、調査等センター研究事務も担当する。
- (イ) 選考 主任研究員の推薦に基づき、所属学部教授会の了承のうえ運営委員会が選考する。
- (ウ) 任期 関係学部と都市研究センターが協議のうえ定める。

○分担研究員

本学各学部所属の教員

○学外研究員

14. 51年度：都市研究センター発足にあたっての要望等について

都市研究センター設立準備委員会・都市研究委員会

昭和52年3月30日

総長殿

都市研究センター設立準備委員会
委員長 戸塚七郎
都市研究委員会
委員長 中野尊正

都市研究センター発足にあたっての
要望等について

長年の懸案であった都市研究センターが、本年4月をもって正式に発足できるにいたったことは、都市研究関係者にとって、大きな喜びであり、設立にご尽力いただいた関係各位に対し、まずもって深甚の謝意を表すものである。

しかしながら、きびしい条件下で発足せざるをえなかったセンターは、当然のことながら、研究組織としては、多々不十分な点があることは否定できない。

かかる認識のもとに、われわれは先に示した「センター設置の基本構想」（第418回評議会決定）の一日も早い実現を将来に展望しつつも、さしあたり新センターの整備運営について処置すべき当面の諸問題点を指摘し、大学当局ならびにセンター内部での検討を期待するものである。

記

1. 当面整備すべき事項

- (1) 学外研究者が研究に参加しうる条件の検討
- (2) 事務職員の確保等、センター事務室体制確立のための検討
- (3) センター運営にとって必要な最少限度の予算的措置の検討

2. センター内部で検討すべき事項

センターの運営は、新しく発足するセンターが、独自の立場で判断すべきものと考えているが、設立準備の過程で指摘されたいくつかの問題を示し、今後の検討の資としたい。

(1) センターの具体的業務内容について

- (ア) 当年度研究計画の実施
- (イ) 次年度以降研究計画の立案
- (ウ) 図書・資料の収集・管理
- (エ) 雑誌・図書等の編集・出版
- (オ) その他

(2) 運営委員について

運営委員会の有する性格からして、運営委員は、主任となる研究員を兼ねないことが望ましい。

(3) 研究員の任期等について

- (ア) 研究員の任期は3年を基準とする。ただし、関係する研究の性格及び所属学部の事情等によっては、この基準によらないことがある。
- (イ) 研究員の継続については、毎年度ごとに再確認する。

(ウ) 主任となる研究員は、センターの業務を分担し、所長を助ける。

(4) センター内の業務分担について

研究以外のセンター業務は、おおむね以下のよう

に区分できる。これらの業務は、研究員のなかから担当者を選定し、分担させる。

- (ア) 研究にかかる庶務（若干名）
- (イ) 会計および物品担当（各研究チーム1名）
- (ウ) 図書等の管理（若干名）
- (エ) 出版物の編集（若干名）
- (オ) 研究集会の企画（若干名）

15. 52年度：東京都立大学都市研究センター規程

昭和52年4月1日

東京都立大学規則第215号

東京都立大学都市研究センター規程を次のように定める。

東京都立大学都市研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都立大学学則第11条の2に基づき、東京都立大学都市研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは都市に関する学際的共同研究をめざし次の業務を行う。

1. 都市に関する調査研究
2. 都市の研究に必要な資料の収集
3. 研究成果の発表
4. その他、都市の研究に関する事項

(所長)

第3条 所長は、センターを統轄し、これを代表する。

2. 所長の選考は、各学部教授会で推薦された所長候補者について、評議会の議にはかり、総長が行う。
3. 前項の所長候補者は、次の各号に基づいて各学部教授会で推薦する者とする。
 1. 当該学部所属の教授中より推薦する者各1名
 2. 当該学部所属の教授を除く全学の教授中より推薦する者各1名
4. 所長の任期は2年とし、補欠所長の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(運営委員会)

第4条 センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 1. 所長
 2. 各学部教授会から推薦された者各1名

3. 前項第2号に掲げる者については、総長が任命する。
4. 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 委員会は、所長が招集し、その議長となる。
6. 委員会は、次の事項を審議する。
 1. 研究の企画
 2. 研究員の選考
 3. 研究の円滑な運営に必要な調整
 4. その他センターの運営に関する重要な事項
7. 必要ある場合、委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(研究員)

第5条 センターに研究員を置く。

2. 研究員は、委員会で選考し、所属学部の承認のうえ所長の申し出に基づき総長が任命する。
3. 研究員は、研究に従事するとともに、センターにおけるその他の業務を処理する。
4. 研究チームの編成並びに研究の推進にあたるため主任を置く。主任は研究員のなかから所長が指名する。
5. 必要ある場合は、学外の都市研究に専門的知識を有する者を研究員（非常勤）に委嘱することができる。

(実施細目)

第6条 その他この規程の実施について必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
2. 都市研究委員会規程は、廃止し、都市研究委員会の業務は、センターが引継ぐ。